

NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

ANNUAL REPORT 2018

日本貿易保険 年次報告書



企業理念

私たちは、貿易保険事業を担う公的機関として、
お客様に安心を提供することにより、我が国企業の対外取引の
健全な発展に貢献し続けます。



行動指針

- 事業環境の変化を機敏に捉え、お客様の多様なニーズに高い専門性をもって応えます。
- 的確な引受判断と適切なリスク管理により、質量ともに引受の拡大に努めます。
- 多様性を尊重し、お互い協力し合うことで組織の力を最大化します。



Message

巻頭の御挨拶



年次報告書の発行に当たり、株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance : NEXI) に対する皆さまの多大なる御支援と御協力に、心より御礼申し上げます。

2018年の世界経済は、2017年に比べより緩やかな回復を見せました。一方、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等、主要国の経済政策の結果、世界経済の不確実性が高まった1年となりました。

NEXIが株式会社として2年目を迎えた2018年度は、統合的リスク管理の一つである保険引受リスクに係る基本方針を策定するなど、株式会社としての基盤整備及びその定着を図りました。また、NEXIとして最も重んじる価値観を「企業理念」として定め、この企業理念のもとで役職員が日々の業務に当たるに際して拠って立つ指針として、3つの「行動指針」を定めました。

貿易保険事業においては、保険申込手続に関する提出書類の削減等によりお客様の利便性の向上に取り組み、政府が進める質の高いインフラ輸出を促進するため、リスクの度合いに応じた保険料率の細分化など保険商品や運用の改善を行う一方、日本企業が他国企業との第三国における事業展開を支援するため、中国、インドを始め各国の政府機関や輸出信用機関との協力覚書の締結を通じ、日本企業の輸出や海外事業展開を積極的に支援しました。

また、我が国の資源エネルギーの安定供給確保に資するプロジェクトを支援する資源エネルギー総合保険の対象を拡大し、LNG関連プロジェクト等に対する取組みを強化しました。

さらに、貿易保険の利用拡大に向け、初めてのお客様にも使いやすいようホームページをリニューアルするとともに、中堅・中小企業海外展開支援ネットワークに参画している地方銀行・信用金庫等との連携などにより、中堅・中小企業、農林水産物の海外展開の支援に努めました。

経済のグローバル化が進展する中で、官民一体となり国際競争を勝ち抜くためにも、NEXIは多様化するビジネスニーズに即した、質の高い貿易保険を提供し、より多くのお客様に安心を提供できるよう尽力してまいります。今後とも、皆様の益々の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年7月

株式会社 日本貿易保険 代表取締役社長 **黒田 篤郎**

Contents

企業理念及び行動指針	2
代表取締役挨拶	4
ハイライト	6
NEXIの業務実績	
業務概況	10
業務実績	16
TOPICS	20
NEXIの活動	
主な活動	22
制度改正	28
海外の関連組織との協力	30
主な引受プロジェクト	32
主な引受プロジェクト(中堅・中小企業の海外展開支援)	38
保険商品	
貿易保険制度の仕組み	46
保険商品	47
貿易保険手続の流れ	54
TOPICS	58
NEXI概要・組織運営	
法人概要	60
経営計画	62
業務運営・管理体制	64
組織図	66
所在地	67
TOPICS	68
2018年度決算報告	
2018年度決算について	70
財務諸表等	71

本報告書の計数について

計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。

したがって、各計数の和は内数の合計に一致しないことがあります。

また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字のない場合は「-」で示しています。

貿易保険事業にかかる計数は、別途記載のない限りは、原則として決算ベースとなっています。

2018年度 業務実績ハイライト

引受実績

約 **6.3** 兆円

責任残高

約 **14.0** 兆円

保険料収入

約 **294** 億円

回収金

約 **311** 億円

支払保険金

約 **335** 億円

2018年 5月

多数国間投資保証機関 (MIGA)
との再保険分野における
協力協定の締結

世界銀行グループであり、投資保証を提供する多数国間投資保証機関との間で、再保険分野における協力協定を締結しました。

▶▶ P23

2018年 9月

カナダ輸出開発公社 (EDC)
との再保険協定締結

カナダの輸出信用機関であるカナダ輸出開発公社と One-Stop-Shop 再保険協定を締結しました。

▶▶ P23

2018年 10月

欧州投資銀行 (EIB)
との MOU 締結

国際機関である欧州投資銀行と協力のための覚書を締結しました。

▶▶ P23

中国輸出信用保険公司
(SINOSURE) との MOU 締結

中華人民共和国の輸出信用機関である中国輸出信用保険公司 (SINOSURE) との間で、日中第三国市場協力フォーラムの開催にあわせて、協力覚書を締結しました。

▶▶ P24

インド輸出信用機関 (ECGC)
との MOU 締結

インド輸出信用機関との間で、協力覚書を締結しました。

▶▶ P24

貿易一般保険包括保険における
保険申込手続の簡素化

これまで保険申込時に輸出契約書等の写し (エビデンス) の提出が必要であった一般案件 (証券型案件) において、原則としてエビデンスの提出を不要とすることとし、手続を簡素化しました。

▶▶ P28

資源エネルギー総合保険の
対象拡大

資源エネルギー総合保険について、これまでの鉱物資源・エネルギー資源の本邦への長期引取案件に加え、一定の要件を満たす場合、本邦事業者による第三国における引取案件等を対象としました。

▶▶ P28

2018年 11月

NEXI・豪外務貿易省 (DFAT)・
豪輸出信用機関 (EFIC) との
三者間協力のための MOU 締結

オーストラリア外務貿易省・オーストラリア輸出信用機関の三者間で、協力覚書を締結し、同日、安倍首相、モリソン首相のご臨席の下で文書交換式を行いました。

▶▶ P24

2019年 3月

ジョージア経済・持続的発展省
との MOU 締結

ジョージア経済・持続的発展省との間で、協力覚書を締結しました。日本・ジョージアビジネスフォーラムの中で、パフタゼジョージア首相、石川経済産業大臣政務官、上原駐ジョージア特命全権大使ご臨席の下、執り行われました。

▶▶ P25

NEXIの業務実績

業務概況	10
業務実績	16
TOPICS	20

業務概況

2018年度の輸出動向

2018年度の日本の輸出金額は、鉱物性燃料、自動車等の輸出が増加し、約80.7兆円と前年度に続き増加（前年度比1.9%増）となりました。地域・国別の輸出金額は、アジア向けが約44.0兆円（前年度比1.3%増）、うち中国向けが約15.6兆円（前年度比2.9%増）、米国向けが約15.6兆円（前年度比2.9%増）、EU向けが約9.3兆円（前年度比4.6%増）、中東向けが約2.3兆円（前年度比1.9%減）となりました。

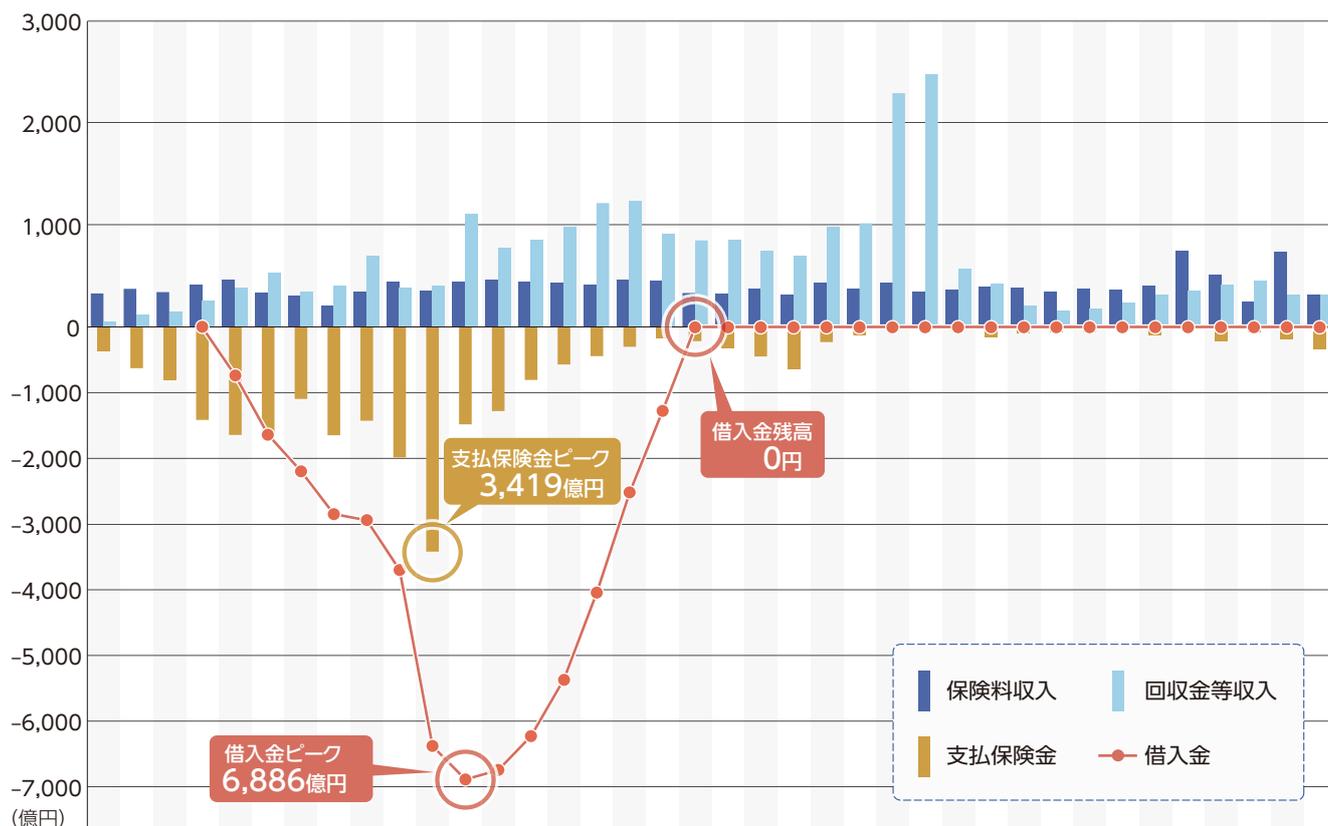
参考 日本の輸出金額

（単位：百万円）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
輸出金額	74,667,048	74,115,132	71,522,248	79,221,249	80,709,540
対前年度比増減率 (%)	5.4	△ 0.7	△ 3.5	10.8	1.9

（出所：財務省貿易統計）

貿易保険事業収支の推移



年度	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	
保険料収入	328	373	341	413	468	334	304	213	342	448	357	447	462	441	435	410	460	454	332	329	373	313	432	380	438	349	368	393	382	344	377	362	406	746	512	245	728	319	
回収金等収入	55	123	152	256	389	536	349	400	693	387	407	1,112	773	852	983	1,212	1,230	913	846	853	745	702	977	1,014	2,287	2,473	575	419	205	156	177	240	314	357	409	445	313	311	
支払保険金	376	627	805	1,415	1,643	1,690	1,095	1,648	1,427	1,986	3,419	1,482	1,280	806	571	444	302	167	216	324	499	651	230	129	37	24	38	172	104	86	84	44	122	31	224	78	192	335	
期末借入残高	-	-	-	-	740	1,641	2,195	2,848	2,941	3,698	6,378	6,886	6,744	6,224	5,360	4,041	2,518	1,278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

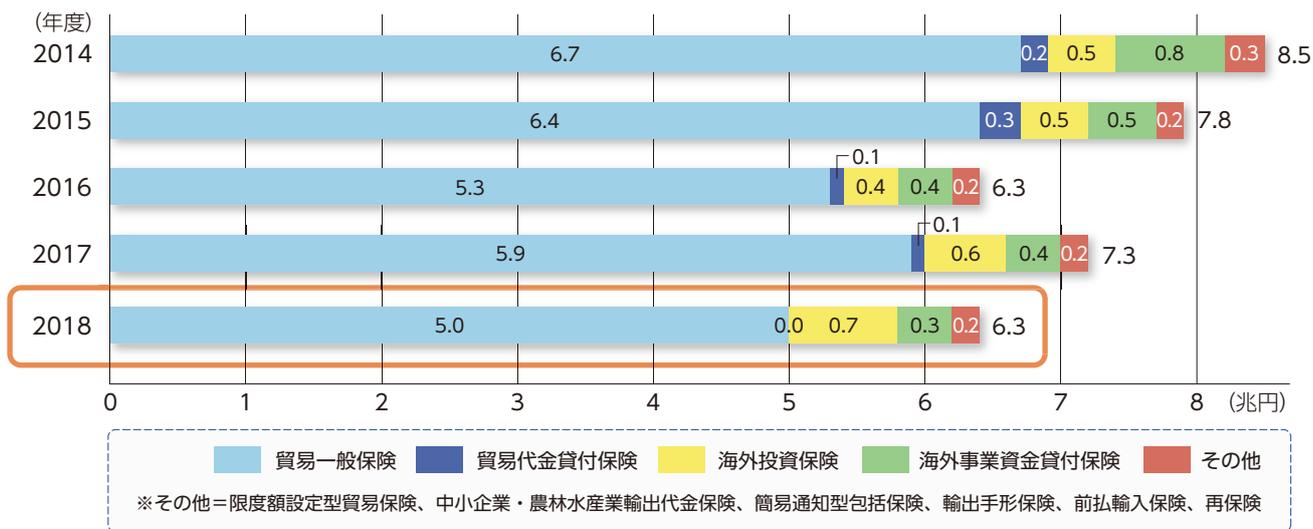
（注）現金ベース。保険料収入は返還保険料を控除した後の金額。

（単位：億円）

引受実績

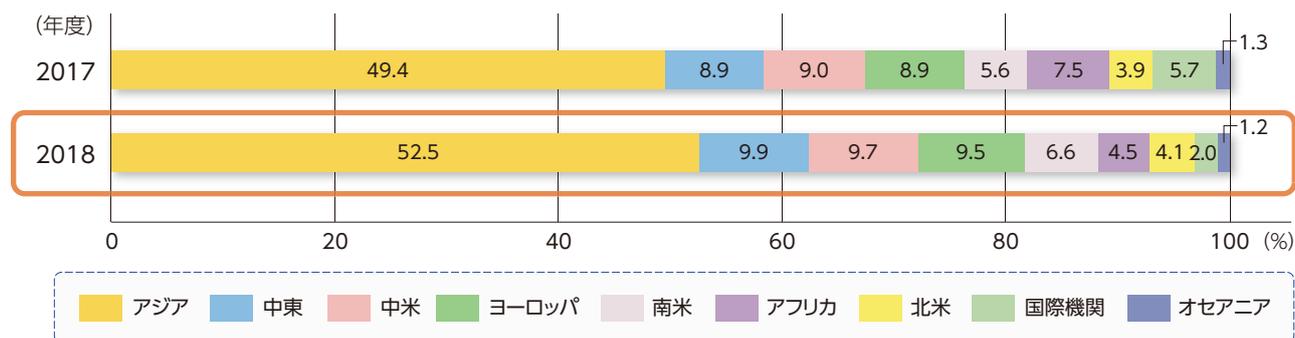
◆引受実績及び保険種別構成比の推移

2018年度の引受実績は、大型案件や海外プラント関連等の減少により、貿易一般保険や海外事業資金貸付保険を中心に引受が落ち込み、約6.3兆円（前年度比13.9%減）となりました。一方、海外投資保険は約0.7兆円（前年度比11.0%増）と増加しました。



◆引受実績の地域別構成比

アジア向けが約3.5兆円と全体の52.5%を占め引き続き最大となり、次いで中東向けが約0.7兆円で9.9%を占めました。



◆2018年度引受実績 上位10ヶ国・地域

(単位：百万円)

順位	国名・地域名	引受実績	構成比
1	インドネシア	691,831	10.3%
2	中華人民共和国	554,526	8.3%
3	タイ	512,330	7.6%
4	大韓民国	358,554	5.4%
5	パナマ (船舶)	330,023	4.9%

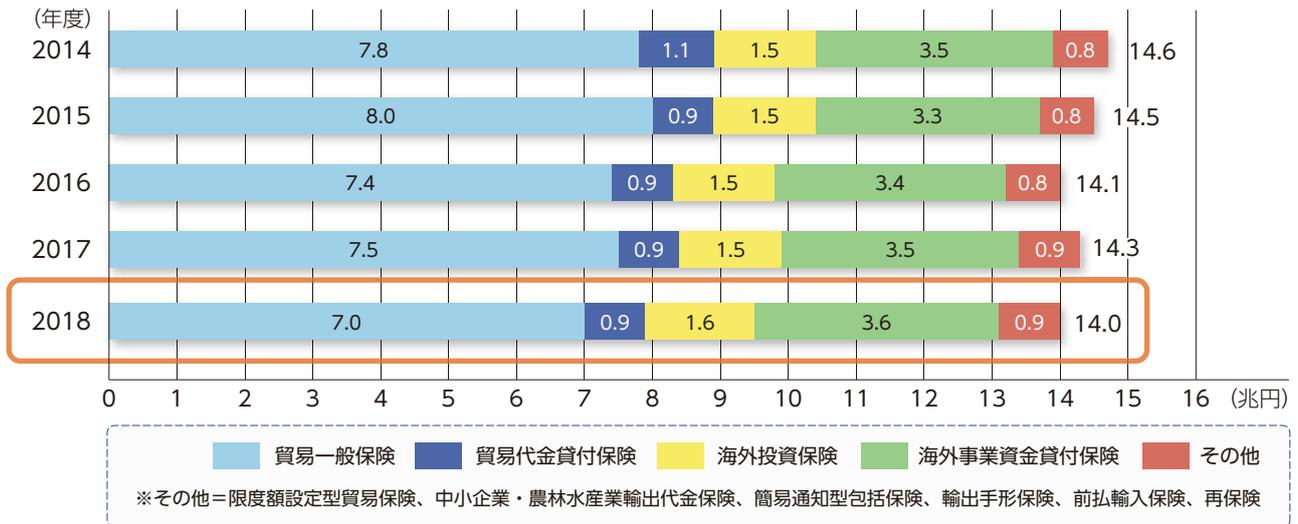
順位	国名・地域名	引受実績	構成比
6	ベルギー	284,412	4.2%
7	サウジアラビア	249,135	3.7%
8	台湾	248,188	3.7%
9	アメリカ合衆国	238,727	3.6%
10	ベトナム	232,464	3.5%

業務概況

責任残高

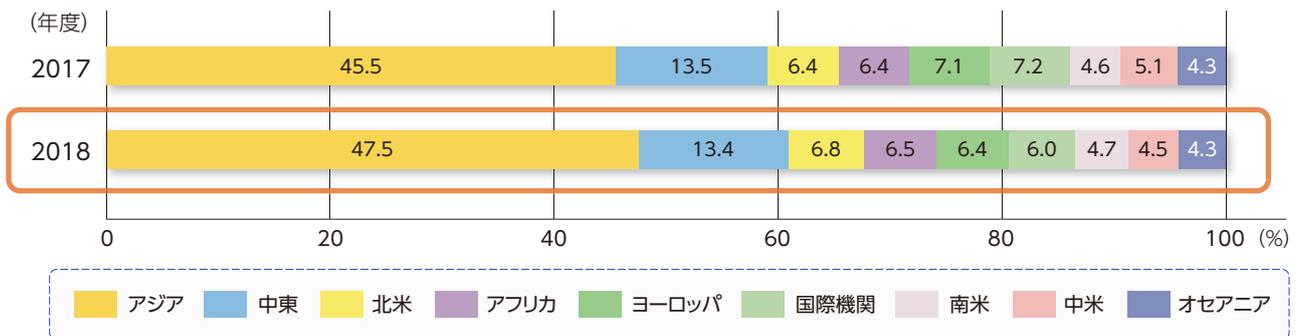
◆責任残高及び保険種別構成比の推移

2018年度の責任残高は、約14.0兆円（前年度比2.5%減）となりました。



◆責任残高の地域別構成比

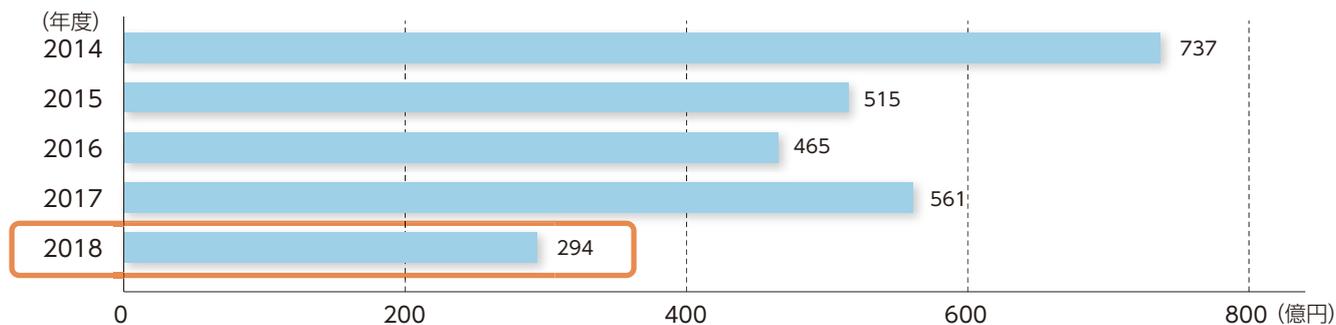
アジア向けが全体の47.5%（約6.9兆円）と最も多く、次いで中東向けが13.4%（約1.9兆円）となりました。



保険料収入

◆ 保険料収入の推移

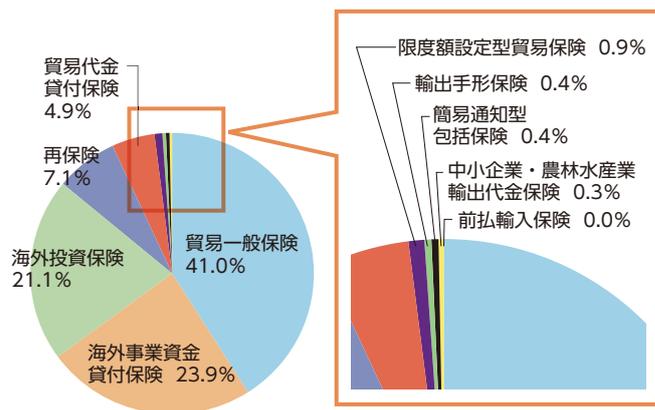
2018年度の保険料収入は、約294億円（前年度比47.7%減）となりました。



(注) 詳細についてはP.18を参照のこと。

◆ 2018年度保険種別保険料収入

保険種別の保険料収入では、貿易一般保険の保険料収入が約120億円と全体の41.0%を占め最大となり、次いで海外事業資金貸付保険が全体の23.9%の約70億円、海外投資保険が全体の21.1%の約62億円となりました。

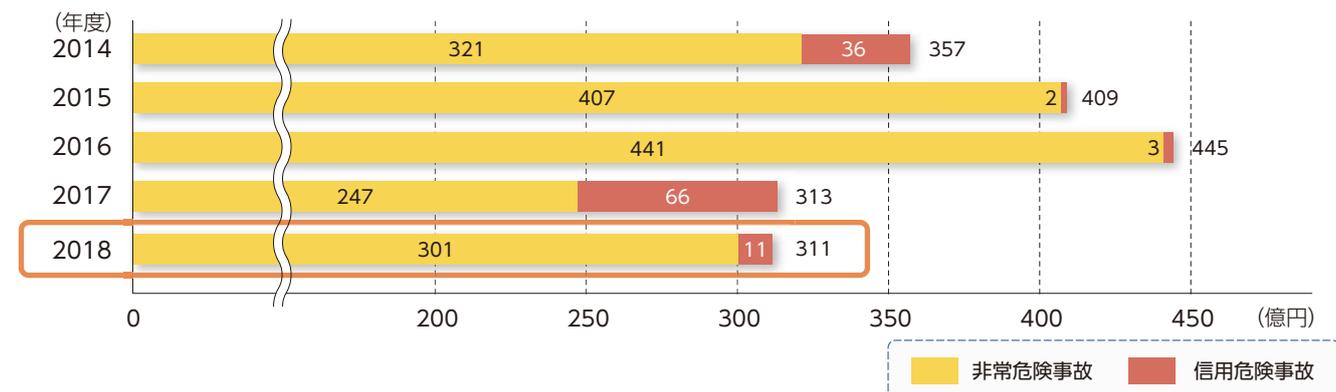


回収金

◆ 回収金の推移

2018年度の回収金は、約311億円（前年度比0.6%減）となりました。

リスケジュール等による非常危険事故に関わる回収金約301億円が全体の97%を占め、信用危険事故の回収金約11億円が全体の3%となりました。

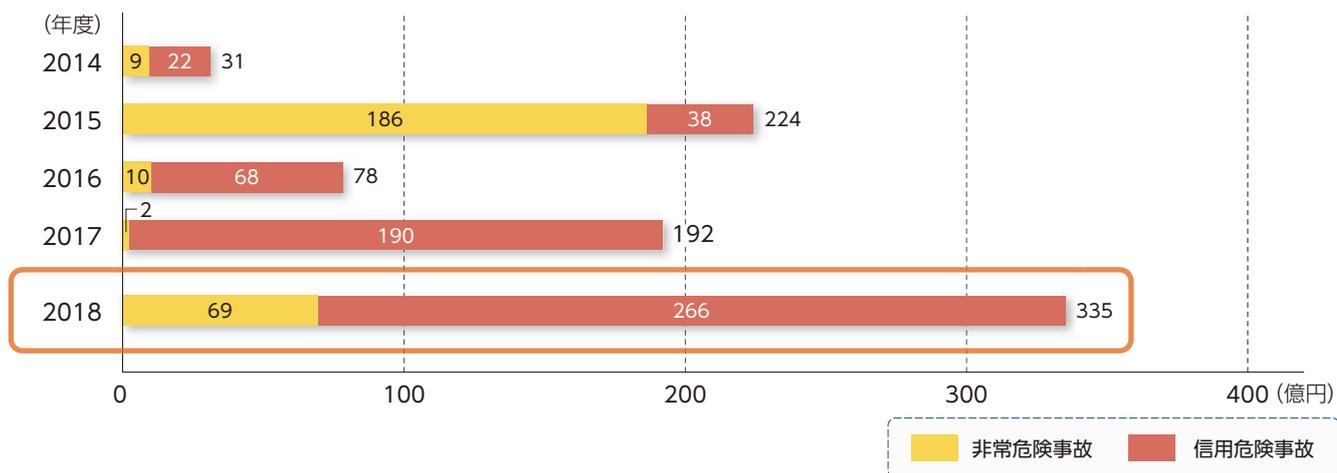


業務概況

支払保険金

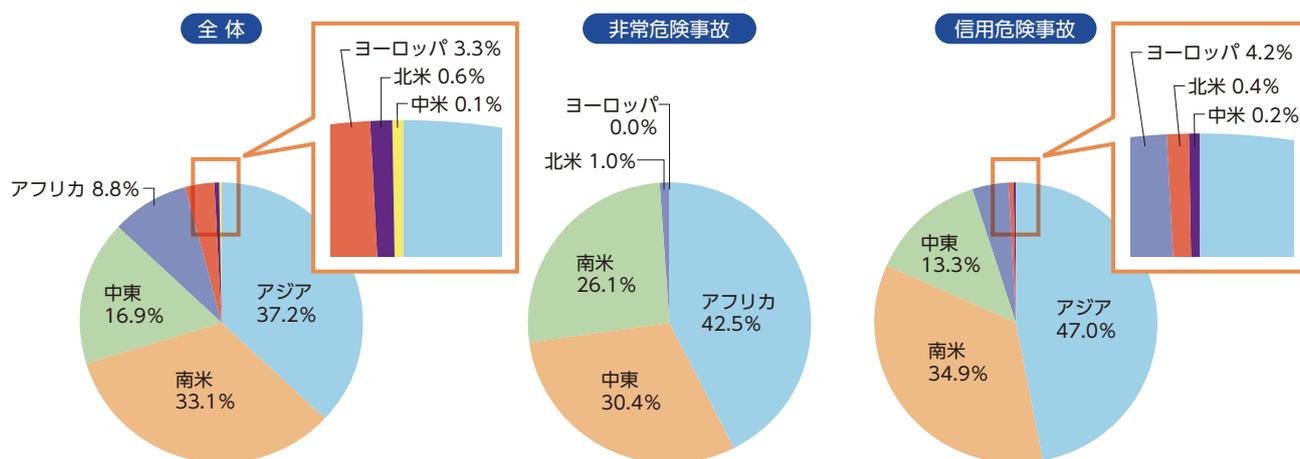
◆支払保険金の推移

2018年度の支払保険金は、信用危険事故で大型の保険金支払があり約335億円(前年度比74.1%増)となりました。



◆2018年度地域別支払保険金

アジア向けの支払保険金額が約125億円と最も大きく、全体の37.2%を占めました。



2018年度の保険事故状況 (2019年5月15日時点データに基づいて作成)

2018年度の非常・信用危険別の保険事故状況 — 年度毎の推移 —

保険事故については、総額で約1,077億円の損失等発生通知書が提出されました。非常危険の事故通知は、アジア・中近東地域向けが増加し、全体としては昨年度対比で大幅な増加となりました。信用危険の事故通知は、昨年度に引き続きアジア・中近東地域におけるバイヤー向けの支払遅延等があり、対前年度比で増加となりました。

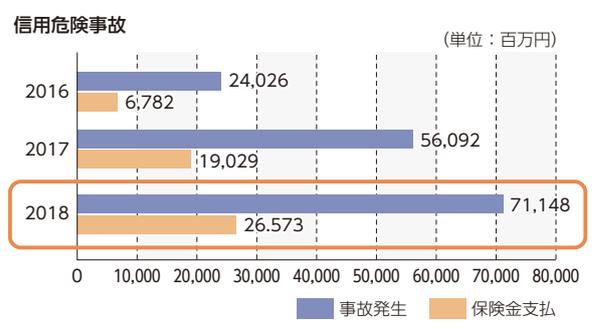
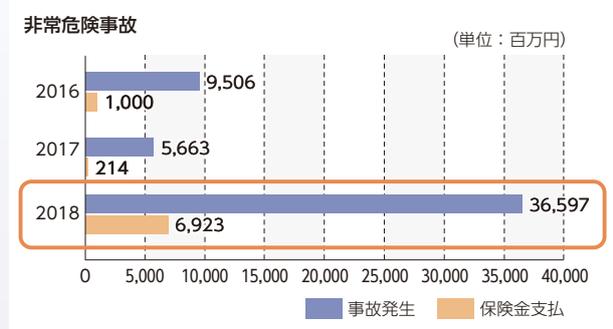
保険金の支払としては、全体で約335億円となりました。非常危険では、自然災害等による保険金支払があり、対前年度比で大幅な増加となりました。信用危険についても、債務履行遅滞による保険金支払が対前年度比で増加しました。

(単位：百万円)

区分	危険区分	2016年度	2017年度	2018年度	対前期増減率(%)
事故発生	非常危険事故	9,506	5,663	36,597	546.2%
	信用危険事故	24,026	56,092	71,148	26.8%
	金額合計	33,532	61,755	107,745	74.5%
保険金支払	非常危険事故	1,000	214	6,923	3135.0%
	信用危険事故	6,782	19,029	26,573	39.6%
	金額合計	7,782	19,243	33,497	74.1%

※ 損失等発生通知が提出された後に全額入金となり、保険金請求されないケースや保険金請求が翌年度以降となるケース等があるため、当該年度における事故発生と保険金支払金額は同一とはなりません。

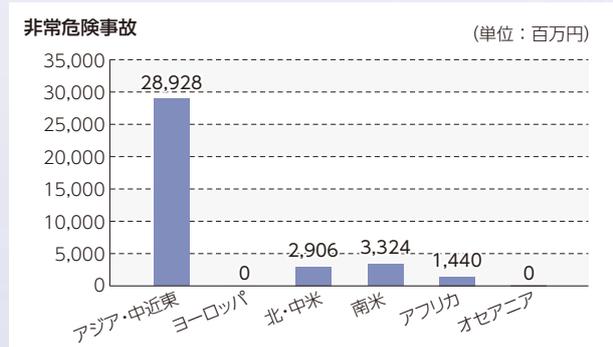
事故発生・保険金支払金額の推移 (2016年度～2018年度)



地域別の保険事故発生状況

2018年度の非常危険事故は、約8割がアジア・中近東の案件で、残りは北・中米、南米、アフリカにおいて発生しました。

地域別 事故発生金額 (2018年度)



業務実績

引受実績

◆ 保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	6,737,681	6,438,129	5,344,820	5,915,423	5,030,034	79.9	△ 15.0
責任期間 1年以内	3,798,162	3,304,188	2,745,229	3,093,390	2,908,306	46.2	△ 6.0
責任期間 1年超	2,939,518	3,133,941	2,599,591	2,822,033	2,121,728	33.7	△ 24.8
限度額設定型貿易保険	8,054	5,463	5,308	8,115	7,443	0.1	△ 8.3
中小企業・農林水産業輸出入代金保険	4,310	9,290	9,640	8,449	9,812	0.2	16.1
簡易通知型包括保険	36,023	40,956	47,106	51,963	58,024	0.9	11.7
輸出手形保険	12,062	13,258	12,255	11,823	13,023	0.2	10.1
前払輸入保険	84	454	98	981	214	0.0	△ 78.2
海外投資保険	488,604	503,508	401,538	641,568	712,045	11.3	11.0
貿易代金貸付保険	156,422	256,135	61,898	138,372	37,083	0.6	△ 73.2
海外事業資金貸付保険	835,625	454,643	366,722	422,123	342,565	5.4	△ 18.8
再保険	206,996	93,426	85,297	115,971	86,219	1.4	△ 25.7
合計	8,485,862	7,815,262	6,334,680	7,314,788	6,296,462	100.0	△ 13.9

(注1) 保険証券発行日をもとに作成しており、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額です(下表も同じ)。

(注2) 貿易一般保険においてはBUルールの区分に従い、資本財については、すべて責任期間1年超に区分しています(以後同じ)。

(注3) 変動金利対応案件については、契約時金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

◆ 地域別引受実績

(単位：百万円)

地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	4,313,329	4,103,595	3,711,316	3,878,278	3,517,050	52.5	△ 9.3
中東	503,204	1,311,427	571,306	696,610	661,380	9.9	△ 5.1
ヨーロッパ	163,994	743,348	578,369	699,293	638,012	9.5	△ 8.8
北米	957,074	383,047	250,236	303,599	274,361	4.1	△ 9.6
中米	181,088	789,353	723,744	703,342	647,942	9.7	△ 7.9
南米	900,820	377,503	251,170	438,422	442,875	6.6	1.0
アフリカ	691,986	317,625	373,657	590,893	304,254	4.5	△ 48.5
オセアニア	621,011	137,866	119,886	100,603	81,527	1.2	△ 19.0
国際機関	830,584	293,575	177,508	445,278	134,460	2.0	△ 69.8

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

(注4) アジアには、中央アジアを含みます(以後同じ)。

(注5) ヨーロッパには中東欧及びロシアを含みます(以後同じ)。

責任残高

◆ 保険種別責任残高

(単位：百万円)

保険種	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	7,824,348	7,988,439	7,446,773	7,538,669	6,994,430	50.0	△ 7.2
責任期間1年以内	3,346,374	3,056,828	2,649,163	2,497,946	2,417,727	17.3	△ 3.2
責任期間1年超	4,477,974	4,931,611	4,797,610	5,040,723	4,576,703	32.7	△ 9.2
限度額設定型貿易保険	9,748	9,375	7,313	9,868	11,383	0.1	15.4
中小企業・農林水産業輸出代金保険	1,449	3,161	3,028	2,817	3,817	0.0	35.5
簡易通知型包括保険	11,840	10,531	11,879	13,003	16,415	0.1	26.2
輸出手形保険	2,757	2,851	3,283	3,556	3,224	0.0	△ 9.3
前払輸入保険	82	301	0	979	208	0.0	△ 78.7
海外投資保険	1,519,798	1,457,399	1,460,533	1,528,398	1,596,806	11.4	4.5
貿易代金貸付保険	1,051,619	923,292	922,836	866,474	923,657	6.6	6.6
海外事業資金貸付保険	3,450,177	3,348,179	3,439,069	3,549,807	3,608,086	25.8	1.6
再保険	745,459	740,210	821,174	827,116	830,151	5.9	0.4
合計	14,617,278	14,483,737	14,115,888	14,340,688	13,988,179	100.0	△ 2.5

(注1) 過年度引受分も含め、各事業年度末の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険金額を用いて作成した合計額です(下表も同じ)。

(注2) 変動金利対応案件については、各事業年度末の金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

◆ 地域別責任残高

(単位：百万円)

地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	7,052,139	6,768,579	6,941,039	6,896,936	6,926,035	47.5	0.4
中東	1,832,577	2,413,796	2,198,618	2,050,197	1,945,372	13.4	△ 5.1
ヨーロッパ	1,535,915	1,368,305	1,105,592	1,070,642	930,638	6.4	△ 13.1
北米	1,001,638	981,989	912,846	977,828	984,054	6.8	0.6
中米	606,627	687,931	755,757	769,735	653,945	4.5	△ 15.0
南米	1,154,494	925,309	767,445	695,229	685,649	4.7	△ 1.4
アフリカ	800,277	680,693	751,177	965,515	952,503	6.5	△ 1.3
オセアニア	792,051	747,300	725,637	654,853	624,052	4.3	△ 4.7
国際機関	225,035	243,752	282,677	1,084,413	868,089	6.0	△ 19.9

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しません。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

業務実績

保険料収入

◆ 保険種別保険料収入

(単位：百万円)

保険種	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	15,188	13,858	14,838	14,213	12,032	41.0	△ 15.4
責任期間1年以内	6,247	5,081	5,240	6,600	5,441	18.5	△ 17.6
責任期間1年超	8,941	8,777	9,598	7,613	6,591	22.4	△ 13.4
限度額設定型貿易保険	281	194	166	340	259	0.9	△ 23.9
中小企業・農林水産業輸出代金保険	39	83	85	72	84	0.3	16.8
簡易通知型包括保険	85	99	105	116	127	0.4	9.4
輸出手形保険	111	131	109	120	130	0.4	7.9
前払輸入保険	0	3	0	3	3	0.0	△ 22.8
海外投資保険	5,035	5,802	5,264	6,102	6,188	21.1	1.4
貿易代金貸付保険	6,586	13,030	3,378	6,326	1,424	4.9	△ 77.5
海外事業資金貸付保険	38,514	15,231	22,044	26,220	7,018	23.9	△ 73.2
再保険	7,840	3,038	526	2,603	2,098	7.1	△ 19.4
合計	73,679	51,469	46,516	56,117	29,362	100.0	△ 47.7

(注) 保険責任発生時点で計上。保険証券発行日をもとにする引受実績とは年度が必ずしも一致しません。

支払保険金

◆ 保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度								
	非常危険 事故	信用危険 事故	構成比 (%)	対前期 増減率 (%)													
貿易一般保険	2,709	582	2,127	18,571	3,355	3,499	1,000	2,499	4,205	114	4,091	18,082	2,175	15,907	54.0	330.0	
限度額設定型貿易保険	99	0	99	221	0	221	0	0	13	0	13	0	0	0	0.0	△ 100.0	
中小企業・農林水産業輸出代金保険	1	0	1	2	0	2	136	0	136	193	0	193	78	0	78	0.2	△ 59.3
簡易通知型包括保険	8	0	8	0	0	0	13	0	13	3	0	3	0	0	0.0	△ 100.0	
輸出手形保険	0	0	0	0	0	0	31	0	31	0	0	10	0	10	0.0	—	
前払輸入保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	
海外投資保険	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	2,941	2,941	0	8.8	2,837.8	
貿易代金貸付保険	0	0	0	0	0	114	0	114	0	0	0	1,807	1,807	0	5.4	—	
海外事業資金貸付保険	0	0	0	0	0	1,047	0	1,047	13,839	0	13,839	9,253	0	9,253	27.6	△ 33.1	
再保険	285	285	0	245	0	245	2,943	0	2,943	891	0	1,325	0	1,325	4.0	48.6	
合計	3,102	867	2,235	22,395	18,571	3,824	7,782	1,000	6,782	19,243	214	19,029	33,497	6,923	26,573	100.0	74.1

◆ 地域別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度								
	非常危険 事故	信用危険 事故	構成比 (%)	対前期 増減率 (%)													
アジア	1,334	0	1,334	1,059	0	1,059	3,662	0	3,662	4,385	112	4,273	12,477	0	12,477	37.3	184.5
中東	459	459	0	1,472	0	1,472	872	29	843	287	2	286	5,646	2,103	3,543	16.9	1,867.2
ヨーロッパ	869	0	869	24	20	4	245	0	245	542	0	542	1,115	1	1,114	3.3	105.7
北米	0	0	0	0	0	0	503	0	503	25	0	25	187	71	116	0.6	648.0
中米	0	0	0	980	0	980	0	0	0	0	0	0	40	0	40	0.1	—
南米	440	408	31	18,584	18,551	33	1,384	320	1,064	13,940	100	13,840	11,090	1,807	9,283	33.1	△ 20.4
アフリカ	0	0	0	276	0	276	884	652	233	65	0	65	2,941	2,941	0	8.8	4,424.6
オセアニア	0	0	0	0	0	0	232	0	232	0	0	0	0	0	0	0.0	—
合計	3,102	867	2,235	22,395	18,571	3,824	7,782	1,000	6,782	19,243	214	19,029	33,497	6,923	26,573	100.0	74.1

回収状況

◆非常・信用別回収状況

(単位：百万円)

危険区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
非常	32,137	40,667	44,141	24,696	30,068	96.6%	21.8%
信用	3,572	201	327	6,575	1,052	3.4%	-84.0%
合計	35,708	40,867	44,468	31,271	31,121	100.0	-0.5%

◆地域別回収状況

(単位：百万円)

地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	8,979	9,039	5,895	1,995	2,368	7.6%	18.7%
中東	11,227	11,528	11,953	17,374	11,461	36.8%	-34.0%
ヨーロッパ	2,860	572	594	713	683	2.2%	-4.2%
北米	1	1	4	6	81	0.3%	1252.9%
中米	3,015	1,519	1,534	1,472	1,701	5.5%	15.6%
南米	2,361	10,771	20,337	9,024	14,193	45.6%	57.3%
アフリカ	7,266	7,437	4,152	657	629	2.0%	-4.3%
オセアニア	0	0	0	29	4	0.0%	-87.1%
合計	35,708	40,867	44,468	31,271	31,121	100.0%	-0.5%

2018年度の回収状況

非常・信用別の回収状況

2018年度の回収金全体としては、前年度の約313億円から約2億円減少し約311億円（前年度比0.5%減）となりました。

非常・信用別では、パリクラブ・リスケジュール等の非常危険事故に関する回収金は約301億円（前年度比21.8%増）、一方、信用危険事故に関する回収金は約11億円（前年度比84.0%減）となりました。

地域別の回収状況

地域別では、南米地域からの回収金が約142億円となり、全体の約5割（45.6%）を占めました。アルゼンチン共和国から約133億円（主にパリクラブの回収金）、エクアドル共和国から約6億円（パリクラブの回収金）を回収しました。

次に、中東地域からの回収金が約115億円、これは全体の約4割（36.8%）を占めました。イラク共和国から約94億円、ヨルダンから約17億円を回収しました。

次に、アジア地域からの回収金が約24億円と全体の7.6%を占めました。インドネシア共和国から約19億円、中華人民共和国から約2億円を回収しました。

その他、中米地域から約17億円（キューバ共和国約17億円）、ヨーロッパ地域から約7億円（セルビア共和国約6億円、ボスニア・ヘルツェゴビナ約1億円）、アフリカ地域から約6億円（エジプト・アラブ共和国約5億円）を回収しました。

TOPICS

貿易保険を検討するきっかけは？

Case

1

新規バイヤーと取引を開始しようと考えている。



Case

2

新規の投資・融資を考えている。



Case

3

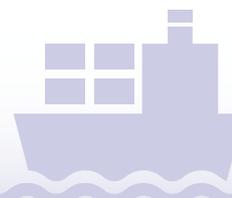
既存取引先との輸出取引額が増えてきた。



Case

4

船積前期間が長い・転売が難しい商品の輸出を考えている。



Case

5

決済方法が前受金から船積後送金に変わった。



Case

6

特定のリスク国向け取引のためリスクヘッジしたい。



これまでと違った新たな取引状況に直面した際には、貿易保険が役立ちます。

NEXIの活動

主な活動	22
制度改正	28
海外の関連組織との協力	30
主な引受プロジェクト	32
主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)	38

主な活動

重点的戦略分野の支援

◆インフラ海外展開の支援

日本政府は「インフラシステム輸出戦略」(経協インフラ戦略会議決定)や「質の高いインフラパートナーシップ」に基づき、日本企業の海外におけるインフラシステムの受注増加及び質の高いインフラ輸出による国際貢献を目指しています。

NEXIは、2018年度、日本政府より海外展開支援強化の方向性が示されている水ビジネスに関して、オマーン国 Sharqiyah 海水淡水化事業案件に係る融資保険の引受を行いました。本件は、NEXIとして初めての海水淡水化プラントへのプロジェクトファイナンスに対する保険引受となります。NEXIは、引き続きインフラ輸出の支援に積極的に取り組んでまいります。

◆資源・エネルギーの安定供給確保への取組

我が国にとって、安定的な鉱物資源及びエネルギー資源の確保は重要な政策課題となっています。NEXIではLNG案件への取組について経済産業省資源エネルギー庁の政策とも連携して対応しています。2018年10月に開催された「LNG産消会議2018」の中で、NEXIのLNG案件の取組方針としてご説明しましたが、LNG輸入国側への支援として、特にアジア向けにLNGを供給する際の当該国での輸入インフラ設備建設プロジェクトについても積極的に支援を検討してまいります。同10月には、インドネシア共和国のJawa 1 LNG to Powerプロジェクト向けの融資保険の引受を行いました。本件は発電事業とLNG輸入事業を一体として開発するいわゆるLNG to Power事業の支援であり、上記政策とも合致する案件です。

NEXIでは、今後も我が国へのエネルギー資源の安定的な供給を実現すべく、LNG生産者側及び消費者側双方に係る案件への支援を通し、LNG取引の活性化につながる取組を支援してまいります。

◆航空機・船舶分野への支援

NEXIは、航空機分野において三菱航空機株式会社が開発する「三菱スペースジェット」の輸出を貿易保険で支援するための準備を進めています。また、多くの本邦企業がプログラムパートナー・サプライヤーとして参画するボーイング機の輸出においても、米国輸出入銀行からの再保険の引受を通じて、本邦重工メーカー等による航空機部品の輸出を支援しています。

船舶分野では、2008年の金融危機を契機に一時受注が減少しましたが、円安による輸出競争環境の改善、燃費効率の高い船舶への更新需要の高まりなどにより、回復の兆しを見せています。2018年度は、鋼材等を運搬するばら積み船1船の保険引受を行いました。



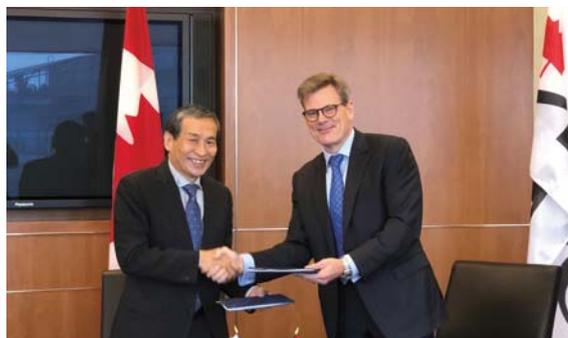
(画像提供：三菱航空機株式会社)

第三国連携の推進

◆多数国間投資保証機関との再保険分野における協力協定の締結

2018年5月、NEXIは、世界銀行グループであり、投資保証を提供する多数国間投資保証機関(MIGA: Multilateral Investment Guarantee Agency)との間で、再保険分野における協力協定を締結しました。文書の交換式は、日・アフリカ官民経済フォーラムにて、世耕経済産業大臣、デービス南アフリカ共和国貿易産業大臣のご臨席の下、執り行いました。

今回の協力覚書は、MIGAとNEXI間の再保険契約に係る手続面を明確化し、一層の協力の枠組みを構築することでMIGAとNEXIが双方の強みを生かし、日本企業の海外投資の効果的な案件組成に資することが目的です。



(合意文書交換式の様子)

◆欧州投資銀行とのMOU締結

2018年10月、NEXIは、国際機関である欧州投資銀行(EIB: European Investment Bank)と協力のための覚書を締結しました。交換式は世耕経済産業大臣、河野外務大臣、カティネン欧州委員会副委員長ご臨席の下で行われました。今般の覚書は、日本と欧州の政策金融機関が両機関のミッションの範囲内で欧州域内外の案件での協力態勢の枠組みを構築することで、我が国と欧州、そして第三国の社会・経済に裨益するプロジェクトの円滑な組成を目的としたものです。

日本とEUは本年7月にEPA(経済連携協定)に署名しており、今後、日・EUの経済関係はより一層深まっていくことが期待されております。NEXIとEIBの協力は、貿易のみならず投融資の分野での日・EU間の関係強化に資することになり、日・EU政府の政策に貢献し政策金融機関への期待に応える取組となります。



(合意文書交換式の様子)

◆カナダ輸出開発公社との再保険協定締結

2018年9月、NEXIは、カナダの輸出信用機関であるカナダ輸出開発公社(EDC: Export Development Canada)とOne-Stop-Shop再保険協定を締結しました。NEXIとEDCは2012年に短期(2年未満)の輸出保険を対象とした短期型再保険協定を締結しましたが、今般締結した再保険協定は、中長期案件を対象とした相互協定です。本協定の締結により、日本、カナダの両国企業の輸出をより包括的に支援することが可能となりました。今後、日本・カナダ両国企業が連携した第三国向けの大型輸出増進が期待されます。



(合意文書交換式の様子)

主な活動

◆中国輸出信用保険会社とのMOU締結、日中バイ協議再開

2018年10月、NEXIは、中華人民共和国の輸出信用機関である中国輸出信用保険会社(SINOSURE)との間で、日中第三国市場協力フォーラムの開催にあわせて、協力覚書を締結しました。日中二国間の貿易投資のみならず、日中両国企業が協働して第三国でのプロジェクトに参画し、当該国でのインフラ整備に貢献するプロジェクトを両機関で効果的に支援する協力の枠組みを構築することが目的です。

また、今般の協力覚書に基づき、11月にNEXI・SINOSURE間の二国間協議を行いました。会合では、最近の業務状況について情報共有を行った他、公的輸出信用機関に求められるリスク管理の在り方や出再業務について意見交換を行いました。

インフラの開放性・透明性・経済性・財政の健全性を前提とし、関係各国に裨益の大きいインフラ開発プロジェクトを組成することが期待されているところ、組成を後押しするための取組をNEXIとSINOSUREが協力して進めてまいります。



(写真提供：JETRO(日中第三国市場協力フォーラムの様子))

◆インド輸出信用機関とのMOU締結

2018年10月、NEXIは、インド輸出信用機関(ECGC:Export Credit Guarantee Corporation of India)との間で、協力覚書を締結しました。

インド政府はMake in Indiaを掲げ、製造業を中心に国内外の企業からの投資促進を目指しています。これに対し日本も官民を挙げ、旺盛なインドマーケットの需要を取り込み、両国の社会・経済の発展に資するプロジェクトのより一層の実現を目指しています。こうした中、両国の政策金融機関が、案件組成に向けた協力枠組みを構築することで、日本企業の輸出や投資を支援し、両国経済の発展に貢献すること、また、インドを拠点としてアフリカ等の第三国でのプロジェクトを支援すること等が期待されており、協力覚書の締結に至りました。

また、NEXIとECGCとの協調推進は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保を目指す、「自由で開かれたインド太平洋」にも資するものでもあります。



(合意文書署名式の様子)

◆NEXI・豪外務貿易省・豪輸出信用機関との三者間協力のためのMOU締結

2018年11月、NEXIは、オーストラリア外務貿易省(DFAT: Australian's Department of Foreign Affairs and Trade)・オーストラリア輸出信用機関(EFIC: the Export Finance and Insurance Corporation)の三者間で、協力覚書を締結しました。同日、安倍首相、モリソン首相のご臨席の下で文書交換式を行いました。アジアを中心に世界のインフラ整備の需要が一層高まることが予想される中、質の高いインフラ輸出の考えに沿うプロジェクトや、再生可能エネルギーをはじめ世界的潮流である環境保全と経済成長を両立させるプロジェクトの組成に向け、豪外務貿易省及び豪輸出信用機関EFICとNEXIの連携枠組み構築が狙いです。

NEXIはEFICと2005年に再保険協定を締結したほか、パプアニューギニアでのLNGプロジェクトやイクシスLNGプロジェクトをEFICと協調して支援してまいりました。これまで築いたNEXIとEFICの関係をベースにDFATも加えて、協力に向けた協議を進めてまいります。



(出典：首相官邸ホームページ
(https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201811/16australia1.html)より)

◆ジョージア経済・持続的発展省とのMOU締結

2019年3月、NEXIは、ジョージア経済・持続的発展省 (Ministry of Economy and Sustainable Development of Georgia) との間で、協力覚書を締結しました。日本・ジョージアビジネスフォーラムの中で、バフタゼジョージア首相、石川経済産業大臣政務官、上原駐ジョージア特命全権大使ご臨席の下、執り行われました。今般の協力覚書は、両国間の輸出取引促進及び両国企業の相手国市場への進出支援等を行うことを目的として締結されたものです。協力覚書の締結を契機として、民間ベースでの両国間の経済活動及び両国企業のビジネス活動が一層活発になるよう環境整備に努めてまいります。



(合意文書署名式の様子)

海外の関連組織との連携強化

◆ベルン・ユニオン会合への参加

ベルン・ユニオン (国際輸出信用投資保険連合: The International Union of Credit and Investment Insurers) は、世界各国の輸出信用機関や国際機関、民間保険機関が参加し、専門的知見から輸出信用保険や投資保険に関する共有課題について議論を行う場です。1934年に第1回会合をスイス連邦のベルンにて開催して以降、2019年4月時点で84機関が加盟しています。

2018年3月の春期会合はケニア共和国のキリフィ、10月の秋期総会はフランス共和国のパリで開催されました。NEXIは両会合に出席し、参加機関と輸出信用等について情報交換を行いました。

◆二国間協議の開催

中華人民共和国、大韓民国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、オーストリア共和国等の輸出信用機関や政府関係者と定期的に二国間協議を開催しています。国際金融情勢や両国の持つ課題及び取組等、幅広い分野について率直な意見交換を実施しています。年に一度開催されるこのような協議を通じて他国機関と一層の連携強化を図るとともに、各国の貿易保険の動向を確認しています。

◆ECA等向け貿易保険研修

アジア・アフリカを中心とした各国の輸出信用機関又は管轄省庁の中堅クラスの職員を招へいし、各参加国における貿易保険の更なる発展と、当該制度が整備途上にある国・地域における職員の能力向上を目的とする研修事業を2019年1月に実施しました。研修では、貿易保険制度やNEXIが扱う各商品内容、料率体系やOECDなどの国際ルール、NEXIの環境・社会配慮への取組等について講義を行いました。



(研修の様子)

主な活動

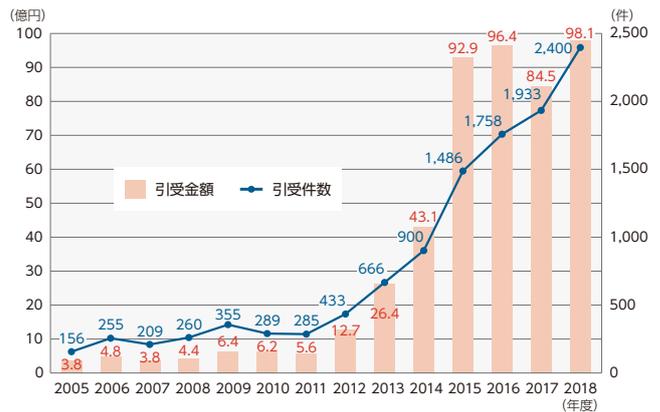
中堅・中小企業の海外事業展開の支援

◆中堅・中小企業に対する支援体制の強化

貿易保険の普及と利用促進のため2011年度に11行の地方銀行とスタートした「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」は全国47都道府県に拡大し、地方銀行・信用金庫や農林水産業関係機関等の提携金融機関の数は2019年4月現在で計115機関となりました。NEXIは、提携金融機関と連携して地域の中堅・中小企業に対して貿易保険を案内するとともに、具体的な利用相談がある場合には提携金融機関と企業を同行訪問して相談に応じており、提携金融機関からの紹介により貿易保険を利用する企業も増えています。

こうした取組等を背景に、中堅・中小企業及び農林水産業従事者等向けの保険商品「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の利用は毎年増加傾向にあり、2018年度は、引受件数が前年度から2割以上増加し2000件を超え、引受金額も1割以上増加し100億円に迫りました。

NEXIは、今後とも同ネットワークを活用し、中堅・中小企業の海外展開支援を積極的に進めるとともに、引き続き中堅・中小企業向けの商品・サービスの向上に取り組んでまいります。

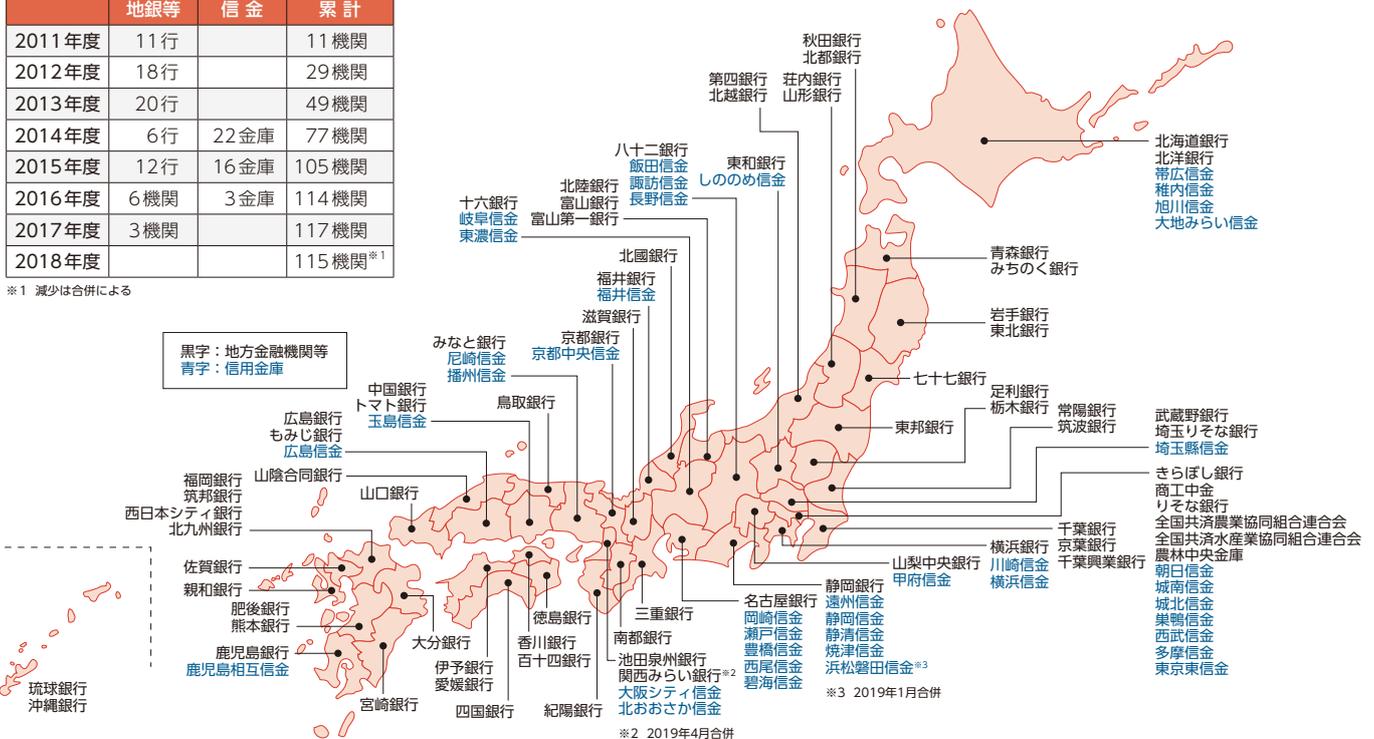


(中小企業・農林水産業輸出代金保険利用実績推移)

年度別新規提携数 (現在115機関)

年度	地銀等	信金	累計
2011年度	11行		11機関
2012年度	18行		29機関
2013年度	20行		49機関
2014年度	6行	22金庫	77機関
2015年度	12行	16金庫	105機関
2016年度	6機関	3金庫	114機関
2017年度	3機関		117機関
2018年度			115機関 ^{※1}

※1 減少は合併による



(中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク) 2019年4月現在

◆貿易保険の周知活動

NEXIは日本貿易振興機構 (JETRO) が主催する「新輸出大国コンソーシアム」(輸出コンソ) の一支援機関として、日本政府が掲げる中堅・中小企業の海外展開支援をサポートしています。

輸出コンソの支援機関には、事務局であるJETROの他、国際協力機構 (JICA)、中小企業整備機構、日本政策金融公庫があります。NEXIは、各支援機関が開催する企業向けセミナーやイベントに講演や、ブース出展を行っています。



(海外展開支援施策説明会in福岡の様子)

また、政府主催の取組として、地方経済産業局は「海外展開支援施策説明会&無料相談会」を、地方農政局はグローバルフード・ファーマーズ・プロジェクト (GFP) を主催しており、NEXIは参加しています。

このような活動により、日々、貿易保険の普及を進めています。

また新たな貿易保険の利用者よりホームページがわかりづらいとのご指摘を踏まえ、2019年3月に、NEXIのホームページの一部を改訂しました。



(トップページ)

持続可能な社会の実現に向けた取組

◆環境社会配慮ガイドライン

NEXIでは、環境社会問題に対する社会的責任を果たすべく、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」及びそのガイドラインを補完する「貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針」に基づき、保険契約の対象となるプロジェクトについてプロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているかの確認を行っています。

2018年度は、51件のスクリーニング対象案件に対して、現地調査等を含む審査を実施しました。確認に当たっては輸出者等から提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境への影響度に応じて3つのカテゴリに分類するスクリー

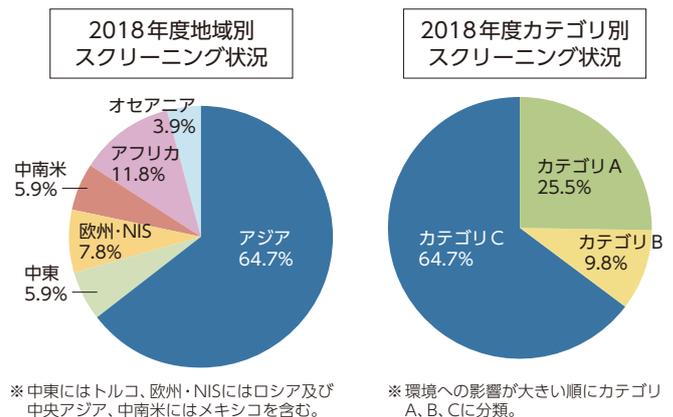
ニングを行い (環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、C)、その結果に応じた確認を実施しています。例えば、2018年度は全体の約25%を占めた「カテゴリA」の場合、原則現地調査を実施しています。

また、NEXIの環境ガイドラインの遵守を確保するため、



(湿地帯の調査の様子)

異議申立手続を導入し、保険引受担当部署から独立した「環境ガイドライン審査役」を設置しており、今後とも適切な確認を行ってまいります。



◆TCFDへの賛同

NEXIは2019年5月、金融安定理事会 (FSB) が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言の趣旨に賛同を表明するとともに、TCFD提言に基づく取組を議論する場として設立されたTCFDコンソーシアムに入会しました。

制度改革

2018年度の主な制度改革

輸出系保険種の改正

◆ 貿易一般保険包括保険における保険申込手続の簡素化

これまで保険申込時に輸出契約書等の写し（エビデンス）の提出が必要であった一般案件（証券型案件）において、原則としてエビデンスの提出を不要とすることとし、手続を簡素化しました。【2018年10月実施】

◆ 貿易一般保険包括保険における商品性改善

オプション（100%前払や政府開発援助契約等に該当するコンソーシアム案件の個社別付保選択、100%仲介案件の対象拡大等）の内容を充実し、被保険者の利便性向上を図りました。【2018年10月実施、一部2019年4月実施】

◆ 100%仲介取引で特定資本関係がある場合の信用危険不てん補

貿易一般保険包括保険（企業総合）及び簡易通知型包括保険において、100%仲介取引における売契約の相手方（バイヤー）と買契約の相手方の間に特定資本関係（本支店、親子関係、兄弟関係等）がある場合について、信用危険はてん補しないこととし非常危険のみをてん補対象としました。【2018年4月実施】

◆ 2年以上案件（サプライヤーズクレジット）における料率設定及び商品性改善

貿易一般保険（包括保険）2年以上案件について、任意の保険申込みである旨を規程上明確化し、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書を締結しているお客様が当該特約書の対象貨物について貿易一般保険個別保険（2年以上）を利用する場合の保険料率に適用される商品係数を1.0とし、設備財包括保険等の料率水準に近づけました。【2018年7月実施】

融資系保険種の改正

◆ 資源エネルギー総合保険の対象拡大

資源エネルギー総合保険について、これまでの鉱物資源・エネルギー資源の本邦への長期引取案件に加え、一定の要件を満たす場合、本邦事業者による第三国における引取案件等を対象としました。【2018年10月実施】

◆ 信用事由に係る案件格付区分の保険料率設定を細分化

海外事業資金貸付保険（劣後ローン特約付きを含む。）及び海外投資保険における信用事由に係る案件格付区分について、現行の8段階制から10段階制に細分化しました。【2018年10月実施】

◆ エージェント以外の被保険者義務の明確化

貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険について、エージェントとそれ以外の被保険者との役割を明確化する枠組を整備し、エージェント以外の被保険者に課される被保険者義務を軽減しました。【2018年4月実施】

◆ 貿易代金貸付保険の対象貨物の明確化

貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の対象貨物について、これまで限定的に列挙しておりましたが、内諾においてNEXIが認めるものを対象とすることとなりました。【2018年7月実施】

◆ 保険料分割納付における 2回目納付期限の緩和

リファイナンスを前提としたファイナンス形態である「ミニパームローン」に対する貸付保険について、保険料を二分割納付する場合の2回目の納付期限を緩和しました。【2018年4月実施】

◆ 重大な内容変更等の手続改善

重大な内容変更等に該当する融資契約等の被保険者の承認行為について、承認にあたっては借入人からの申請書を提出していただいておりますが、借入人からの申請がないケースについては申請書の提出を求めないこととしました。【2018年4月実施】

◆ 保険料二分割納付に係る割増係数の明確化

保険料二分割納付に係る割増係数は、融資契約又は輸出契約等上の決済通貨のCIRRをベースに算出していましたが、保険料の通貨に対応するCIRRを適用することとしました。【2018年7月実施】

保険事故関連の取扱い明確化・手続改善等

◆ 終了認定の明確化

貿易保険共通運用規程の終了認定の規定について、権利行使等の委任の解除及び回収に努める義務の免除の基準を定めた規定であることを明確化しました。【2018年10月実施】

国際ルール遵守への対応

◆ 公的輸出信用と持続可能な貸付に関する 勧告対応

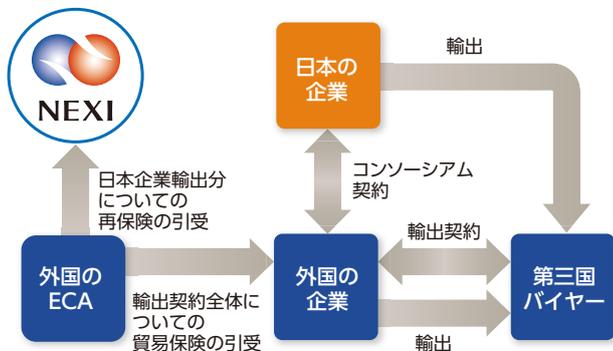
OECD閣僚理事会において、「公的輸出信用と持続可能な貸付に関する勧告」が採択され、起算点から決済期限又は償還期限までの期間が1年以上である低所得国における公的セクター向け案件についての引受が制限されることとなったことを踏まえ、該当する取引の引受を制限する旨を規定化しました。【2018年8月実施】

海外の関連組織との協力

国際化・ボーダレス化する日本企業の様々なビジネスニーズに迅速かつ確に対応するため、NEXIは海外の関係機関との間で以下のような協力関係を構築しています。

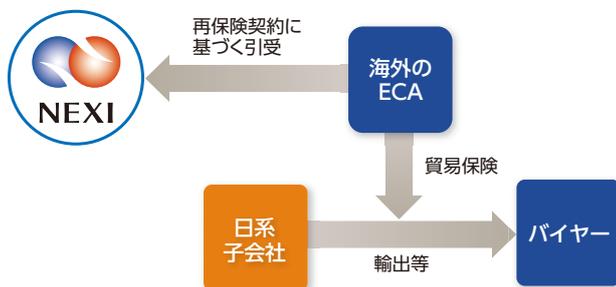
① One-Stop-Shop再保険

日本企業が外国企業と共同で第三国におけるプロジェクトに参加する場合、NEXIが日本からの輸出部分等のリスクを引き受けることを目的として、海外の主要な輸出信用機関（ECA）との間でOne-Stop-Shop再保険協定を締結しています。例えば、日本企業が外国企業とコンソーシアム（企業連合）を組んで第三国へ輸出を行う場合、外国企業が日本企業輸出部分を含めた輸出契約金額全体について自国のECAと保険契約を締結し、その上で日本企業輸出部分については、その外国ECAからNEXIが再保険の引受を行います。



② 短期型再保険

アジア地域等の日系企業による第三国向け輸出支援を目的として、NEXIはアジア等のECAと再保険協定を締結しています。この協定により、アジア等のECAの保険引受余力が引き上げられ、アジア等の日系企業がアジア等のECAの貿易保険を活用した対外取引リスクの軽減が容易になりました。



③ 欧米民間保険会社との再保険

欧州危機等を背景にNEXIが欧米民間保険会社と短期の再保険協定等を通じて引受キャパシティを供与する対応を開始しました。

④ その他の協力関係

NEXIは、ベルン・ユニオンのメンバーである主要ECAや関係機関との間で協力協定を締結し、長期的な協力関係を構築しています。

ヨーロッパ

One-Stop-Shop再保険協定締結先

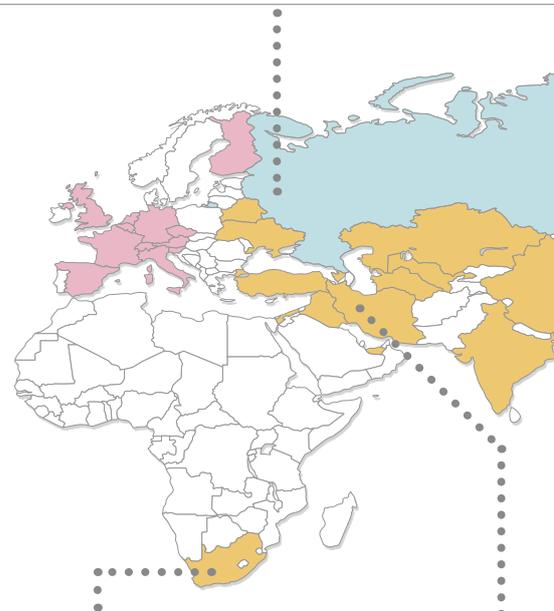
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	2002年
オランダ	アトラディウス信用保険会社 (ATRADIUS)	2002年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (Credendo)	2002年
ドイツ	ユーラーヘルメス信用保険会社 (EULER HERMES)	2003年
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	2003年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	2004年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2005年
スイス	スイス連邦輸出信用機関 (SERV)	2007年
フランス	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2017年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF)	2017年

短期型再保険協定締結先

ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2016年
-----	------------------------	-------

協力協定締結先

フランス	フランス対外経済省 (DREE)	1995年
	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF)	1995年



アフリカ

協力協定締結先

南アフリカ	南アフリカ輸出信用保険公社 (ECIC SA)	2005年
-------	-------------------------	-------

中東

協力協定締結先

イスラエル	イスラエル輸出信用保険会社 (ASHRA)	1997年
アラブ首長国	ムバダラ開発 (MDC)	2008年
イラク	イラク財務省 / イラク貿易銀行 (TBI)	2011年
イラン	イラン経済財務省	2016年
トルコ	トルコ輸出入銀行 (TURK EXIMBANK)	2017年

北アメリカ

One-Stop-Shop再保険協定締結先

アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	2004年
カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2018年

短期型再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2012年
-----	-----------------	-------

協力協定締結先

アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	1991年
カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	1997年
アメリカ	米国エネルギー省 (DOE)	2009年
	米国海外民間投資公社 (OPIC)	2017年

南アメリカ

協力協定締結先

ブラジル	ヴァーレ (VALE)	2008年
	ペトロbras (PETROBRAS)	2008年
	ブラジル国立経済社会開発銀行 (BNDES)	2009年
	ブラジル保証基金管理機関 (ABGF)	2017年

ドイツ	ユーラーヘルメス信用保険会社 (EULER HERMES) / C&Lドイツ監査会社 (C&L)	1996年
	ドイツ復興金融公庫KfW	2011年
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	1996年
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	1996年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	1996年
オランダ	アトラディオス信用保険会社 (ATRADIUS)	1996年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (Credendo)	1997年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2000年
ウズベキスタン	ウズベキスタン輸出入保険会社 (UZBEKINVEST)	2007年
ウクライナ	ウクライナ輸出入銀行 (UKREXIMBANK)	2009年
ロシア	ロシア開発対外経済銀行 (VEB)	2009年
ベラルーシ	ベラルーシ銀行 (Belarusbank)	2009年
ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2013年
トルクメニスタン	トルクメニスタン国立対外経済関係銀行 (TFEB)	2015年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2015年
カザフスタン	カザフスタン輸出信用・投資保険公社 (KazakhExport)	2016年
ジョージア	ジョージア経済・持続的発展省	2019年



アジア・オセアニア

One-Stop-Shop再保険協定締結先

オーストラリア	オーストラリア輸出信用機関 (EFIC)	2005年
韓国	韓国貿易保険公社 (KSURE)	2011年

短期型再保険協定締結先

シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	2004年
マレーシア	マレーシア輸出入銀行 (MEXIM)	2006年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2009年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2009年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2010年
香港	香港輸出信用保険会社 (HKECIC)	2012年

協力協定締結先

韓国	韓国輸出保険公社 (KSURE)	1994年
シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	1997年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2005年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2008年
ベトナム	ペトロベトナム (PETROVIETNAM)	2010年
	ベトナム財政省	2014年
インドネシア	プルタミナ (Pertamina)	2015年
中国	中国輸出信用保険公社 (SINOSURE)	2018年
インド	インド輸出信用機関 (ECGC)	2018年
オーストラリア	オーストラリア外務貿易省 (DFAT) / オーストラリア輸出信用機関 (Efic)	2018年

欧米民間保険会社との再保険協定締結先

ユーラーヘルメス保険会社 (EULER-HERMES) (民間部門)	2013年
フランス貿易保険会社 (COFACE) (民間部門)	2014年
アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)	2015年
Tokio Marine HCC (HCC)	2016年
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) / MS Amlin	2019年

国際機関

協力協定締結先

欧州復興開発銀行 (EBRD)	1997年
APECメンバーの輸出保険機関・輸出金融機関 (12カ国15機関)	1997年
イスラム投資・輸出保険機関 (ICIEC)	2008年
多数国間投資保証機関 (MIGA)	2018年
欧州投資銀行 (EIB)	2018年

主な引受プロジェクト

電力関連

インドネシア共和国／Jawa 1 LNG to Powerプロジェクト

インドネシア共和国（以下、インドネシア）西ジャワ州において、ガス火力発電所及びLNG貯蔵・再ガス化設備（FSRU）を建設し運営するプロジェクトについて、NEXIは、本プロジェクトにおける協調融資（総額約1,312百万米ドル）のうち、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、オーバーシー・チャイニーズ銀行、クレディ・アグリコル銀行東京支店、ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店による約403百万米ドルの融資に対し保険の引受を行いました。また、プラント建設資金に係る民間金融機関の各プロジェクト会社向け融資（エクイティ・ブリッジローン）に対する双日株式会社（双日）の保証債務に対する保険引受も行っています。本件は、発電事業と液化天然ガス（LNG）関連事業を一体として開発するいわゆるLNG to Power事業に係る、NEXI初の保険引受です。

本プロジェクトでは、丸紅株式会社、双日、PT Pertamina（Persero）他が出資するPT Jawa Satu Power並びに株式会社商船三井、前述3社他が出資するPT Jawa Satu Regasが、2021年の運転開始を目指し発電容量1,760MWのガス火力発電所及び貯蔵容量170,000m³のFSRUを建設し、25年間にわたりインドネシア国営電力公社PT PLN（Persero）に対して売電します。

インドネシアは、経済成長に伴い増加する電力需要に対応するため、35GWの新規電源を開発する計画を推進しています。本プロジェクトは最新鋭の高効率ガスタービンを

導入するものであり、NEXIが本事業資金のファイナンスを支援することにより、今後の本邦企業の同国における事業拡大や環境負荷の低い高効率火力発電事業における国際競争力の維持・向上、ひいては同国の社会や経済の発展に寄与することが期待されます。

また、日本政府はアジアにおけるLNG利用拡大の支援を表明しており、本邦企業がLNGの貯蔵・再ガス化に関与する本プロジェクトに対するNEXIによる保険引受は、こうした日本政府の施策にも合致するものです。

なお、本件は米国General Electric社製のガスタービン等を採用しており、日米政府が進める日米インフラ協力案件としても位置付けられています。

- 保険契約締結：2018年10月（融資保険（貸付金債権等））
2018年12月（融資保険（保証債務））



（画像提供：丸紅株式会社（完成予想図））

トルクメニスタン／国営電力公社向け天然ガス焼き火力発電所建設プロジェクト

トルクメニスタンレバップ州において、国営電力公社トルクメンエネルギーが取り組む天然ガス焼き火力発電所（発電容量約400MW）の建設資金に対し、株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社三井住友銀行及びアイエヌジーバンク エヌ・ヴィ東京支店が融資を行い、NEXIはこのうち本邦金融機関の約120億円の融資に対する保険の引受を行いました。NEXIは本件の借入人であるトルクメニスタン国立対外経済関係銀行と2015年10月に両国の貿易・投資促進に向けた協力のため覚書を締結しており、本件は同覚書に基づく第一号の引受案件です。

本プロジェクトは、住友商事株式会社がEPCコントラクターとして参画し、三菱日立パワーシステムズ株式会社製の約400MW相当のガスタービン及び発電機一式を納入するものですが、トルクメニスタンの隣国アフガニスタン・イスラム共和国（以下、アフガニスタン）への電力輸出を主目的として建設される発電所であり、アフガニスタンの

社会経済の安定・発展に資することが期待されます。また、豊富な天然ガスの埋蔵を有するトルクメニスタンにとって国内資源の利用推進に向けた重要なプロジェクトです。NEXIが本件を支援することにより、今後の本邦企業の中央アジア地域における電力インフラビジネス拡大や国際競争力の強化が期待されます。

- 保険契約締結：2018年7月



（画像提供：住友商事株式会社）

アラブ首長国連邦シャルジャ首長国—高効率ガス火力プロジェクトへの支援 ～シャルジャ首長国向けNEXI初の融資保険引受～

アラブ首長国連邦シャルジャ首長国（以下、シャルジャ首長国）はアラブ首長国連邦の全7首長国の中でアブダビ首長国、ドバイ首長国に次ぐ第三位の人口・経済規模を有しています。隣接するドバイ市の中心街からシャルジャ市の中心街まで約15kmと近く、ドバイのベッドタウンとしても機能する連続した都市圏を形成しています。2020年ドバイ国際博覧会以降を見据えても、更なる人口増加や経済成長が見込まれており、電力需要は拡大していく見通しとなっています。

シャルジャ首長国内の発電容量拡大に向け、NEXIは以下2件の発電プロジェクトについて、融資保険の引受を行いました。これらの案件は、2015年5月に安倍総理が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の実現に向けた機能強化の一環として2016年4月にNEXIが公表したサブソブリンリスクの引受方針に則って精査を行った結果、結実したものです。

NEXIが本案件を支援することにより、今後の本邦企業の中東地域における電力インフラビジネス拡大や国際競争力の強化につながることが期待されます。

◆ Al Layyahガス焼き複合火力発電所建設プロジェクト

シャルジャ首長国電力水庁 (Sharjah Electricity and Water Authority (SEWA)) がシャルジャ首長国のLayyah地区で建設するガス焼き複合火力発電所建設プロジェクト (1,026.3MW) に、三菱日立パワーシステムズ株式会社 (MHPS) とElsewedy Power S.A.E.社のコンソーシアムがEPCコントラクターとして参画することになりました。MHPSは高効率のガスタービン、蒸気タービン・発電機、排熱回収ボイラーなどを納入します。

発電所の設備購入及び建設資金に対し、株式会社国際協力銀行 (JBIC)、ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店、アイエヌジーバンク エヌ・ヴィ東京支店、スタンダードチャータードバンク東京支店が協調融資を行い、NEXIはこのうち本邦金融機関の約241百万米ドルの融資に対し保険の引受を行いました。

MHPSは世界各国のエネルギー事情に対応できるクリーンかつ高効率な製品の展開に積極的に取り組んでおり、本プロジェクトは日本政府が推進するインフラシステム輸出戦略の趣旨にも合致するものです。

● 保険契約締結：2019年4月



(写真提供：三菱日立パワーシステムズ株式会社)

◆ Hamriyah ガス焼き複合火力発電プロジェクト

Sharjah Hamriyah Independent Power Company PVJSC (出資比率：住友商事株式会社35%、四国電力株式会社15%、GEエネルギー・フィナンシャル・サービス (GE EFS) 25%、シャルジャアセットマネジメント25%) は、シャルジャ首長国のHamriyah地区においてガス焼き複合火力発電所 (約1,800MW) を建設し、SEWAに対し、23.5年間にわたり売電するプロジェクトを行うことになりました。本件はシャルジャ首長国初の独立系発電事業 (IPP) 案件となります。

本件の事業資金は株式会社国際協力銀行 (JBIC)、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、スタンダードチャータードバンク東京支店、ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店による協調融資であり、NEXIはこのうち本邦金融機関の融資 (約516百万米ドル) に対し保険の引受を行いました。

本件では米国General Electric社傘下のGE EFSによる出資に加え、GE製の高効率ガスタービン等の機器を採用することから、日米政府が進める日米経済対話における日米インフラ協力案件としても位置付けられます。

● 保険契約締結：2019年4月



(写真提供：住友商事株式会社 (開発予定地))

主な引受プロジェクト

石油・ガス関連

ガーナ共和国／FPSO保有・傭船事業向け投資案件

NEXIは、ガーナ共和国（以下、ガーナ）における浮体式石油・ガス生産貯蔵積出設備（FPSO）の保有・傭船事業に対して住友商事株式会社（住友商事）、川崎汽船株式会社（川崎汽船）、日揮株式会社（日揮）及び株式会社日本政策投資銀行（日本政策投資銀行）の4社（以下、本邦4社）が行う投資につき、海外投資保険の引受を行いました。

本件において、本邦4社は、マレーシアの海洋サービス事業者であるYinson Holdings Berhadが運営するFPSO保有会社のYinson Production (West Africa) Pte Ltd (YPWAPL社) に26%出資しました。YPWAPL社は、イタリア大手石油会社Eni SPA傘下のEni Ghana Exploration and Production Ltdとの間で、15年間のFPSOの長期傭船契約を締結し、2017年5月にガーナ沖南西約60キロメートルのOffshore Cape Three Point鉱区において原油生産を開始しています。

本件は、住友商事、川崎汽船、日揮、日本政策投資銀行にとって初のFPSO保有・傭船事業への出資参画であり、本事業を通じて知見やノウハウを取得することで、今後の更なる海外事業の発展が期待されます。

●保険契約締結：2018年6月



(写真提供：Yinson Holdings Berhad (FPSO写真))

バングラデシュ人民共和国／LNG受入基地事業向け投資プロジェクト

NEXIは、バングラデシュ人民共和国（以下、バングラデシュ）において浮体式貯蔵気化設備（FSRU）を利用した液化天然ガス（LNG）受入基地事業（以下、本事業）に対して三菱商事株式会社（三菱商事）が行う投資につき、バングラデシュの非常リスク及び契約違反リスクをてん補する海外投資保険の引受を行いました。本件は、NEXIにとりLNG受入基地事業向け引受の第一号案件になります。

本事業は、Summit LNG Terminal Co. (Pvt) Limited (SLNG) が、バングラデシュチッタゴン管区コックスバザール県Moheshkhali島6kmの沖合にFSRUを設置し、国営石油エネルギー会社Petrobangla社が調達したLNGを受入、15年間にわたり再ガス化サービスを提供するもので、三菱商事が25%の株式を現地の大手財閥Summitグループより取得しました。本件は、同国でのFSRUを利用したLNG受入基地事業に本邦企業が参画する初の事業となります。基地の建設作業は2017年末から開始されており、2019年4月末に操業開始しました。

人口の増加が著しいバングラデシュでは、年率6%以上の経済成長が続き電力需要が急伸しており、天然ガスによる発電の割合が電力需要の60%程度を占める一方で、国産天然ガスの産出量が減退していることから、LNGの輸入・活用を国策として推進しています。FSRUを利用したLNG受入基地は、従来の陸上LNG受入基地と比較して、建設コストが安価で建設期間が短いことから、急伸する新興国の

LNG受入能力の増強に有効な解決策となるものと期待されています。

三菱商事は、長年にわたりLNG事業をグローバルに展開しており、近年はエネルギー需要が伸長するアジア地域を中心に環境負荷の少ないLNG*の安定供給並びに電力・エネルギーインフラ事業の開発に取り組んでいます。バングラデシュにおいては、Summit社と共同でLNGの供給、LNGを利用した発電事業への参画も検討しています。NEXIが本案件を支援することにより、本邦企業による海外のLNG関連ビジネスでの更なる展開が期待されます。

*天然ガスは燃焼時の二酸化炭素（CO₂）排出が比較的少なく、発電燃料として石炭からの転換が進んでいる。

●保険契約締結：2018年10月



(写真提供：三菱商事株式会社)

ブラジル連邦共和国／Mero鉱区向け浮体式石油生産設備備船プロジェクト

三井海洋開発株式会社（三井海洋開発）、三井物産株式会社、株式会社商船三井、丸紅株式会社及び株式会社三井E&Sホールディングス（以下、本邦5社）は、三井海洋開発が設立したLibra MV31 B.V.（以下、MV31社）に共同出資し、ブラジル連邦共和国（以下、ブラジル）沖海底油田向け超大水深対応の浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備（Floating Production, Storage & Offloading system (FPSO)）1基の長期備船プロジェクトを行います。

NEXIは、MV31社がプロジェクトファイナンスにより調達する約995百万米ドルのうち、アイエヌジーバンクエヌ・ヴィ東京支店、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行及びソシエテジェネラル銀行東京支店による総額約249百万ドルの融資について、保険の引受を行いました。

当該FPSOは、ブラジル国営石油会社Petrobrasを中心に開発が進むブラジル沖Mero鉱区（リオデジャネイロ沖約180km、海底下約5,000mのプレソルト層にある海底油田の一部）で水深約2,100mの海上に係留され、2021年から22年間にわたり操業し、ブラジルの石油生産に貢献する予定です。

本邦5社が全額出資して海洋資源開発インフラ事業に取り組む本プロジェクトにおいて、NEXIによるファイナンス面での支援は、本邦企業の事業機会の拡大及び国際競争力の維持・向上につながるものです。

●保険契約締結：2018年9月



（写真提供：三井海洋開発株式会社（既に完工しブラジル沖で操業中のFPSO））

インフラ関連

オマーン国／Sharqiyah海水淡水化プロジェクト

日揮株式会社、United Infrastructure Development Company LLC 及び Doosan Heavy Industries & Construction CO., LTD. は、オマーン国（以下、オマーン）Sharqiyah地区において、海水淡水化プラントを建設し20年間にわたり淡水を販売するSharqiyah海水淡水化プロジェクトを行うことになりました。

NEXIは、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社新生銀行が実施する協調融資（総額114百万米ドル）に対して保険の引受を行いました。

本プロジェクトでは、前述の3社が共同で設立した Al Asilah Desalination Company SAOC が、同国にて電力及び水の調達・販売等を実施する Oman Power and Water Procurement Company SAOC に対し、日量約80,000m³の淡水を販売します。

オマーンでは、人口の増加や経済成長等に伴い淡水需要の増加が見込まれており、生活用水の確保が喫緊の課題となっております。本プロジェクトは、同国での淡水の安定供給へ資する取組となります。

水ビジネスについては、政府より今後の海外展開支援強化の方向性が示されており、本件は日揮株式会社による淡水化プラントの計画策定から運営までのパッケージ展開の支援という点で、政府の方針に合致するものであり、NEXIが本プロジェクトを支援することにより、本邦企業による水ビジネスの海外展開の拡大が期待されます。

●保険契約締結：2018年7月



（写真提供：日揮株式会社）

主な引受プロジェクト

インフラ関連

アンゴラ共和国／ナミベ港コンテナターミナル拡張プロジェクト及びサコマール港改修プロジェクト(アンゴラ共和国財務省向け輸出クレジットライン利用・融資保険の引受)

豊田通商株式会社等の本邦企業は、アンゴラ交通省から、アンゴラ共和国(以下、アンゴラ)第三の商業港であるナミベ港及びサコマール港の改修を行うナミベ港包括開発プロジェクトを受注しました。

本件は、株式会社国際協力銀行(JBIC)及びアンゴラ財務省の間で設定した輸出クレジットラインの下で引受を行う案件であり、融資は株式会社三井住友銀行及び香港上海銀行東京支店とJBICの協調融資となります。NEXIは、協調融資のうち、民間金融機関の引受部分、ナミベ港コンテナターミナル拡張プロジェクト及びサコマール港改修プロジェクトに対して、融資保険の引受を行いました。

ナミベ港は、既存の港湾では物流改善及び鉄鉱石輸出が課題となっていました。本件融資はナミベ港のコンテナターミナルの拡張及び鉄鉱石の輸出港であるサコマール港改修資金に充てられるため、アンゴラにおける物流改善及び鉄鉱石輸出による外貨獲得に大きく貢献することが期待されます。

2016年8月にナイロビで開催されたTICAD VIにおいて、アフリカにおける港湾整備など質の高いインフラ投資に係る日本への期待が示されるなか、本プロジェクトは日本

の官民が力を合わせ、アンゴラにおいて港湾整備を行うという非常に重要な意義を持っています。本プロジェクトが、日アンゴラ両国の関係強化に貢献すると共に、本邦企業のアフリカでのビジネス機会獲得の大きな布石となることが期待されます。

●保険契約内諾：2019年3月



(写真提供：豊田通商株式会社(開発予定地))

航空機・船舶関連

コロンビア共和国／アビアンカ航空向けボーイング787型機の輸出支援

NEXIは、英国輸出信用保証局(UK Export Finance(UKEF))と締結した再保険協定に基づき、ボーイング社(The Boeing Company)が、コロンビア共和国のアビアンカ航空向けにボーイング787型機を輸出するプロジェクトについて、再保険の引受を行いました。

UKEFは、ボーイング787型機に搭載される英国ロールスロイス社(Rolls-Royce Holding plc)製のエンジン「Trent 1000」の輸出支援を行うため787型機の輸出信用供与を決定しており、NEXIがUKEFから再保険を引き受ける形で協調しました。

ボーイング787型機は、本邦企業がプログラムパートナーとして共同開発に参画し、主翼、胴体、タイヤ、客室など、本邦企業がその製造に幅広く関与しています。

NEXIがUKEFと協調してボーイング787型機の輸出支援を行なうことは、当該航空機開発・製造に係る国際共同

プロジェクトを輸出信用面から支援する意義を有しており、今後とも再保険を通じた外部機関との協力により、本邦企業の国際的な事業展開の支援を行ってまいります。

●再保険契約締結：2018年12月



(画像提供：ボーイング社)

台湾／Ta Tong Marine Co., Ltd. グループ向け船舶輸出プロジェクト

株式会社大島造船所(大島造船所)が、台湾法人 Ta Tong Marine (TTM) グループが出資するパナマ共和国法人 MacLin Spring Maritime S.A. に対し、鋼材等運搬船1隻を輸出することになりました。

NEXIは、本船舶の購入資金としてシティバンク、エヌ・エイ東京支店及び株式会社国際協力銀行(JBIC)による協調融資のうち、シティバンク、エヌ・エイ東京支店の融資分に対して保険の引受を行いました。

TTMグループは、ばら積み船の保有・運航を主力事業とする船主で、本件にて購入された船舶は本邦海運会社向けに備船されることが予定されています。TTMグループ向け融資保険の引受は、2018年1月に続き、本件が2件目と

なります。

NEXIが、本案件を支援することにより、本邦企業による船舶輸出及び海運事業の発展に資することが期待されます。

●保険契約締結：2019年2月



(参考資料)

機械・設備関連

コートジボワール共和国／コマツ製鉱山建機輸出

NEXIは、コマツ(株式会社小松製作所)がコートジボワール向けに同社製鉱山建機を5年の延べ払いで輸出する案件に対して、貿易一般保険包括保険の引受を行いました。本件は、コマツが金鉱山開発企業Endeavour Mining Corporationのコートジボワール子会社向けに同社製鉱山建機21台を輸出するもので、サブサハラ向け2年以上延払輸出案件の引受としては第一号の案件です。

延払決裁は輸出者から購入者に対するファイナンスの効果があります。特に、大がかりなファイナンスに比べ少額の輸出案件の場合など、購入代金を銀行借入で調達することが事務負担その他の理由で難しい海外の輸入者に

とって、重要な資金調達方法となっています。

NEXIはこのような延払輸出案件を積極的に支援するため、2017年4月1日に2年以上の貿易一般保険引受を再開しました。本件は、引受再開を公表して以降3件目の引受となる長期延払案件です。NEXIが本案件を支援することにより、本邦企業による輸出の促進が期待されます。



(写真提供：コマツ)

●保険契約締結：2018年3月

メキシコ合衆国／アルセロールミッタル向け熱延設備輸出プロジェクト

NEXIは、オーストリア共和国(以下、オーストリア)の輸出信用機関(ECA)であるオーストリア管理銀行株式会社(Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft (OeKB))と締結した再保険協定に基づき、プライメタルズテクノロジーズ社のオーストリア法人がメインコントラクターとして受注したアルセロールミッタルのメキシコ法人向け熱延設備輸出プロジェクトについて、再保険の引受を行いました。

本案件には、同社のオーストリア法人の下に、同社のドイツ法人、日本法人並びにイタリアのメーカーがサブコントラクターとして関与しており、OeKB(オーストリア)、Euler Hermes(ドイツ)、SACE(イタリア)及びNEXI(日本)の4つの輸出信用機関が連携し、プライメタルズ

テクノロジーズ社の輸出を支援しました。

NEXIは、今後とも再保険を通じた第三国連携の推進により、本邦企業の国際的な事業展開の支援を行ってまいります。

●再保険契約締結：2019年3月



(写真提供：Primetals Technologies)

主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)

りんご輸出

日本の農産物の輸出版売業を行う株式会社日本農業(日本農業)は、香港・台湾・タイ王国向けのりんご輸出取引に中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しています。

日本農業は2016年に設立したスタートアップ企業で、「日本の農業で、世界を驚かす」をミッションとして事業を展開しています。

国内に販路が限られがちな日本の農産物を、確かな品質のものとして適切な価格で海外に輸出することで、良いものを作れば作るほど儲かる農業への構造転換を目指しています。青森県産のりんごを主力としながら、りんご以外にもシャインマスカットや桃といった、人気の高い青果物をアジア各国に輸出し、日本の農産品の海外でのプレゼンスを高める役割も担っています。

本件は輸出金額が大幅に拡大する際に、代金回収リスク軽減の手段として、貿易保険を活用することで、成約に至りました。今後も貿易保険を用いて海外市場への積極的な販売拡大を行っていきます。

- 年間の保険利用対象輸出金額：約1億5千万円
- 初回保険契約締結：2018年10月



(写真提供：株式会社日本農業)

金芽米輸出

和歌山と東京(銀座)に本社を構える1961年創業(前身の東洋精米機製作所)の東洋ライス株式会社(東洋ライス)は、香港への「金芽米」及び「金芽ロウカット玄米」輸出取引に中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用し、代金回収リスクに備えることとしました。

「金芽米」、「金芽ロウカット玄米」とは、独自の精製技術によって玄米が持つ高栄養を残しつつ、美味しさも実現した無洗米です。「金芽米」、「金芽ロウカット玄米」の価値は日本国内のみならず、アジアを中心とした世界各国で評価されており、「世界における日本のコメの価値向上」にも大きく貢献しています。

2019年2月には、同社が開発・製造している「BG(Bran=ヌカ Grind=削る)無洗米」に関わる米生産者、精米企業、流通、飲食業、医療福祉関係機関等の約400人が3会場に集まり、これからの時代に求められる食べ物「サスティナブルフード」に関するレッスンを受講するというギネス世界記録を達成しています。

東洋ライスは、従来は商社を介在させた間接貿易で商品を輸出していましたが、海外における健康志向の拡大傾向から、より積極的に海外展開を行うべく、一部地域で直接

輸出を開始いたしました。その際、代金回収不能リスクのヘッジ手段として、NEXIの中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用することになりました。

現在、日本のコメの輸出力強化が課題とされている中、東洋ライスは今後も引き続き貿易保険を活用して輸出を拡大していくとともに、「金芽米」、「金芽ロウカット玄米」を日本のコメのフラッグシップとして、その地位が更に強固なものになるよう、取り組み続ける予定です。

- 保険契約締結：2018年4月



(写真提供：東洋ライス株式会社)

菓子輸出

北海道に本社を置く株式会社ナシオ(ナシオ)は、ベトナム社会主義共和国への菓子の輸出取引について、貨物代金後払い取引の代金回収リスク不安を軽減するために、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

ナシオは北海道のみならず日本全国に拠点を構え、国内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアに販売を行っています。100年以上も菓子卸売業を営んでおり、常に変化する顧客のニーズにきめ細やかに対応しています。近年では輸出事業にも力を入れており、国内の企業様を相手に培ったノウハウを元に、中国やベトナム、台湾をはじめとした東南アジア各国へ北海道を中心としたお菓子などの日本食品の輸出を積極的に進めています。

本件は新規取引先の信用リスクを懸念していたところ、株式会社北洋銀行*より貿易保険を紹介されたものです。貿易保険によるリスクヘッジ手段を講じることにより、取引先の希望する後払いに対応することが可能になりました。

ナシオは今後も貿易保険を活用し、海外市場にも積極的に販売を行う予定です。

*北洋銀行：2014年2月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約360万円
- 保険契約締結：2018年12月



(写真提供：株式会社ナシオ)

日本酒輸出

新潟県の株式会社幻の酒(幻の酒)はロシア連邦の取引先との新規取引を進めるに当たり、貨物代金の後払いリスクに不安を感じたことから、以前にも利用したことがある中小企業・農林水産業輸出代金保険を再度利用することにより、代金回収の不安を軽減しつつ、成約に結びつけることとなりました。

幻の酒は、他県の店頭と並ぶことのない新潟産の特定名称日本酒の中でも、特に吟醸酒と純米酒に力を入れている贈答用酒専門店です。その希少性からほとんどが地元で消費される新潟の日本酒の魅力を世界に広く伝えるため、通販事業及び地酒のプロデュースに力を入れています。同社が最近プロデュースしたアミュレ果実リキュールシリーズは、日本酒が好きになるお酒として日本酒が苦手な女性の意見に向き合って開発した商品で、「FOODEX 美食女子 AWARD 2019」の金賞を受賞し、高い評価を得ています。

今後はこのような高い評価を得ている商品を、貿易保険を活用し販売していく予定です。

- 保険利用対象輸出金額：約120万円
- 保険契約締結：2018年9月



(写真提供：株式会社幻の酒)

主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)

日本酒輸出

鷹正宗株式会社(鷹正宗)は、中華人民共和国向けに日本酒を輸出する案件に、株式会社西日本シティ銀行(西日本シティ銀行)*の紹介で中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

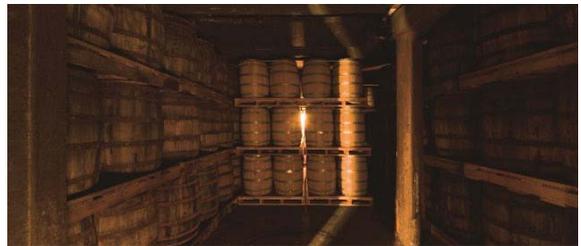
鷹正宗は、中国バイヤーとの新規取引を進めるに当たり商品出荷後の決済となることから代金回収リスクを懸念していましたが、西日本シティ銀行からタイミングよく貿易保険を紹介され、これを利用することになりました。

天保年間創業の鷹正宗は、福岡ソフトバンクホークス公認酒になっている清酒「勝鷹」、九州産麦「はるしづく」を100%使用した本格麦焼酎「麦快極(ばっかいきわみ)」、お客様のマイボトルに店頭にて樽や甕から焼酎を直接注いで量り売りする販売システムの「ごりょんさん」を扱っています。

輸出を積極的に取り組んでいる同社は、今後も後払いの輸出案件に関しては貿易保険を活用しつつ、更なる海外展開を図る計画です。

*西日本シティ銀行：2013年1月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約180万円
- 保険契約締結：2018年8月



(写真提供：鷹正宗株式会社)

日本酒輸出

大和酒造株式会社(大和酒造)は、大韓民国向け日本酒の輸出において、貨物代金後払い取引の代金回収リスクを軽減するために、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

本件は、株式会社佐賀銀行*の紹介により、貿易保険の利用に至った案件です。

大和酒造は五つの老舗蔵をルーツとする1975年創業の佐賀市の日本酒メーカーです。主な銘柄として「肥前杜氏」を扱っています。

地下200mから汲み上げる脊振山系の伏流水を仕込み水とする大和酒造は、日本酒だけでなく、菱の実を原料とした全国でも珍しい本格焼酎「菱娘」や佐賀県産のブランドイチゴ「さがほのか」を使った清酒リキュール「いちごのお酒 さがほのか」等の商品でも人気を博しています。

海外の新規取引先の信用リスク判断に懸念を持っていた同社は、NEXIが海外企業に設定する与信格付を有効に活用しています。

*佐賀銀行：2014年2月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約130万円
- 保険契約締結：2018年8月



(写真提供：大和酒造株式会社)

医療用手術器具輸出

安井株式会社(安井)は、台湾向け医療機器輸出案件で、初めて中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

本件は、株式会社宮崎銀行*の紹介により、貿易保険の利用に至った案件です。

宮崎県門川町に本社を置く安井は、地域経済の牽引役が期待される経済産業省「地域未来牽引企業」への選出や、「宮崎中小企業大賞」、「2018年度グッドデザイン賞」の受賞等、高い評価を得ている企業です。

安井は、射出成形事業で培ってきた技術力にて医療分野に進出し、自社オリジナル手術用鉤「コウプライト」を開発しました。「コウプライト」は、折れて破片が飛び散らない樹脂製で、術野を明るくするLED照明付きのコードレス医療用手術器具です。

安井では、今後も貿易保険を活用し海外との取引を更に拡大していく予定です。

※宮崎銀行：2014年2月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約190万円
- 保険契約締結：2018年10月



(写真提供：安井株式会社)

医療用注射針輸出

医療器具部品の製造・販売を行う日本注射針工業株式会社（日本注射針工業）は、インド向け医療用注射針の輸出案件に対し、従来は決済方法を信用状取引だったものを後払いの送金決済へと変更する要望を受けたことから中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用することにしました。

日本注射針工業は、医療用注射針（カヌラ）を製造の主としているメーカーです。常にスピード感をもって、顧客要望を実現するために、創業以来、直接販売のスタイルを貫き、現在は34ヶ国150社以上に販路を拡大しています。60年間蓄積してきた知識とノウハウ、そして1,300以上の多様な製品ラインナップによって、日々複雑化・多様化する顧客ニーズに最高品質の製品を提供しています。

海外ビジネスに積極的に取り組んでいる同社は、今後も貿易保険を活用することにより、更なる海外展開を図る予定です。

- 保険契約締結：2019年2月



(写真提供：日本注射針工業株式会社)

研磨材輸出

京都府京都市の松見研磨材株式会社（松見研磨材）は、シンガポール共和国向け研磨材の輸出案件に対し、限度額設定型貿易保険を利用しました。

松見研磨材は、私たちの身の周りのありとあらゆる物を作り上げる上で欠かすことの出来ない研磨材を長年培った経験と実績に基づき、品質にこだわって安定的に提供することを方針とする会社です。1970年設立の同社は、2020年で設立から半世紀を迎えますが、妥協を許さないプロフェッショナル集団として顧客のニーズにあった研磨材を提供し続けています。

同社は、日本国内はもちろん、アジアを中心とした製品作りの担い手として、社会への貢献及び更なる発展を遂げるべく、海外へ販路を拡大するなかで、海外顧客との取引条件におけるリスク低減を図るため、貿易保険の利用に至りました。

- 保険契約締結：2018年9月



(写真提供：松見研磨材株式会社)

主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)

木毛 (もくめん) 輸出

有限会社戸田商行 (戸田商行) は、ベトナム社会主義共和国向け木毛 (もくめん) の輸出において、貨物代金後払い取引の代金回収リスクを軽減するために、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

木毛は木材を糸状に削ったもので、主に果実等の箱詰めをする時の緩衝材として使用されます。

全国で唯一の木毛専門工場を持つ戸田商行は、高知県産原木 (松、杉、ヒノキ、クスノキ) から作られる木毛の防虫、防カビ、リラックス効果、吸放湿性能を活かし、木毛を用いたシューズキーパー、枕シート、たんす用香り袋等も取り扱っています。

同社は、取引銀行である株式会社四国銀行*から貿易保険を紹介され、リスク軽減の有効手段として貿易保険の利用検討を進めてきました。

今後も貿易保険を活用することにより、海外市場への販売拡大を積極的に行う予定です。

* 四国銀行：2014年2月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約90万円
- 保険契約締結：2018年8月



(写真提供：有限会社戸田商行)

エレベーター用ロープ輸出

東京都台東区に所在の中和産業株式会社 (中和産業) は、マレーシア向けエレベーター用ロープの輸出案件に対して、取引先から販売代金を後払い送金決済してほしいという要請を受けたため、輸出代金回収リスクに備えるべく、中小企業・農林水産業輸出代金保険及び貿易一般保険 (個別) を利用しました。

中和産業は、1940年、旧昭和石油株式会社の前身となる早山石油株式会社の子会社として、旧満州を地盤に、鉱油類販売を目的に設立されました。社名の「中」は中華人民共和国 (中国)、「和」は大和 (日本) から両国の友好を期に付けられたものです。

その後、日本コンビナートの成長とともに、石油精製所向けの各種バルブや配管材料、エレベーター用ワイヤー等の販売・メンテナンスを国内外の顧客に提供してきました。今回の取引のエレベーター用ワイヤーロープは主力商品の1つですが、これまでの事業で培った先進の技術力やメンテナンス、市場のニーズに合わせたサービスを提供しています。同社が輸出している製品は、今後も日本国内にとどまらず中国等世界各国で需要が見込める商品です。

同社は今後も中国を中心に拡大しつつある需要に対し、NEXIの貿易保険を活用しつつ、更なる海外展開を図る予定です。

- 年間の保険利用対象輸出金額：約3,700万円
- 保険契約締結：2018年4月



(写真提供：中和産業株式会社)

コインランドリーマシン輸出

株式会社プレッショ(プレッショ)は、シンガポール共和国へのコインランドリーマシンの輸出について、新規の海外取引先との貨物代金後払い取引の代金回収リスク不安を軽減するために、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

プレッショは創業1950年以来、「新聞」に寄り添い、新聞販売店向けに新聞広告の自動丁合機をはじめとする様々な産業機械の製造販売、修理、そしてコンサルティング業務を手掛けてきました。近年は、長年培ったノウハウを活かし、新聞業界の枠を越え、他の業界へも製品を提供しており、海外へも積極的に展開しています。

同社は、官民の支援機関が一丸となって海外展開を支援する新輸出大国コンソーシアム(P27参照)のコンシェルジュから貿易保険の話聞き、今回初めての利用に至りました。

今後も貿易保険を活用することにより、海外市場への販売を拡大させていく予定です。

- 保険利用対象輸出金額：約600万円
- 保険契約締結：2018年10月



(写真提供：株式会社プレッショ)

床材用タイル輸出

伸興化成株式会社(伸興化成)は、米国向け商業及び公共施設用非塩ビ製タイル床材の輸出において、貨物代金後払い取引の代金回収リスク不安を軽減するために、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

伸興化成は1983年に設立以来、プラスチック素材の可能性を追求し、時代とともに進化を続けるプラスチック製タイル床材メーカーです。環境面に配慮しながら、塩ビ素材ベースに木目、石目調にデザインした床材タイル、リサイクル対応製品としてエコマークを取得したオレフィン系複合パネル、高透明性と光沢に加え、高いヒンジ特性と柔軟性により様々な形状を維持するオレフィン系素材の包装材などを製造・販売しており、国内外で高い評価を得ている企業です。

同社は、初めての取引先に後払いで「環境にやさしい非塩ビ素材を使用した床材タイル」を販売することになり、貿易保険により、円滑に取引を進めることができました。

伸興化成は今後も貿易保険を活用しつつ、海外市場への販売拡大を行う予定です。

- 年間の保険利用対象輸出金額：約2千万円
- 保険契約締結：2018年12月



(写真提供：伸興化成株式会社)

主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)

網戸輸出

埼玉県所沢市所在のセイキ総業株式会社(セイキ総業)は、新規顧客開拓を進める中でカナダへの網戸輸出取引の代金支払いが一部後払い決済となったため、代金回収リスクに備えるべく、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

セイキ総業は、快適な住空間をサポートする製品を提供するセイキグループの一企業です。セイキグループが手掛ける網戸ブランド「Seiki Screen Systems」は、これまで培ってきた技術・ノウハウをベースに世界各国の市場や顧客のニーズに合わせて開発・アレンジしています。その網戸は、自然環境を大切にするというライフスタイルを求める顧客に、エコと快適さを共存させる最適な製品として高く評価されています。

これまで、前金決済で世界各国に販売してきましたが、海外販路の拡大を進める中で一部後払い決済を提示され、貿易保険の利用を検討し、利用を始めました。

同社は今後も貿易保険を活用することにより、輸出案件の様々な支払条件に柔軟に対応しながら、海外販路の拡大を進めていく予定です。

- 年間の保険利用対象輸出金額：約390万円
- 保険契約締結：2019年1月



(写真提供：セイキ総業株式会社)

婦人向け機能性インナー・機能性靴下輸出

株式会社アドヴァンシング(アドヴァンシング)は、台湾向け婦人機能性インナー、機能性靴下の輸出に対して、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

本件は、関西みらい銀行*の紹介により、貿易保険の利用に至った案件です。

大阪市内に本社を置くアドヴァンシングは、機能美・スタイル美・デザイン美・健康美を備えた女性が求める美しさを追求した機能性インナー、機能性靴下、機能性スパッツ等の企画・開発を行う会社です。

同社は、日本国内の販売のみならず海外への自社製品の輸出を手掛けたいと考えており、引き続き貿易保険を活用することにより、海外市場における同社製品の販売拡大を進めていく予定です。

* 前身の関西アーバン銀行が2014年2月からNEXIと業務提携

- 保険契約締結：2019年3月



(写真提供：株式会社アドヴァンシング)

保険商品

貿易保険制度の仕組み	46
保険商品	47
貿易保険手続の流れ	54
TOPICS	58

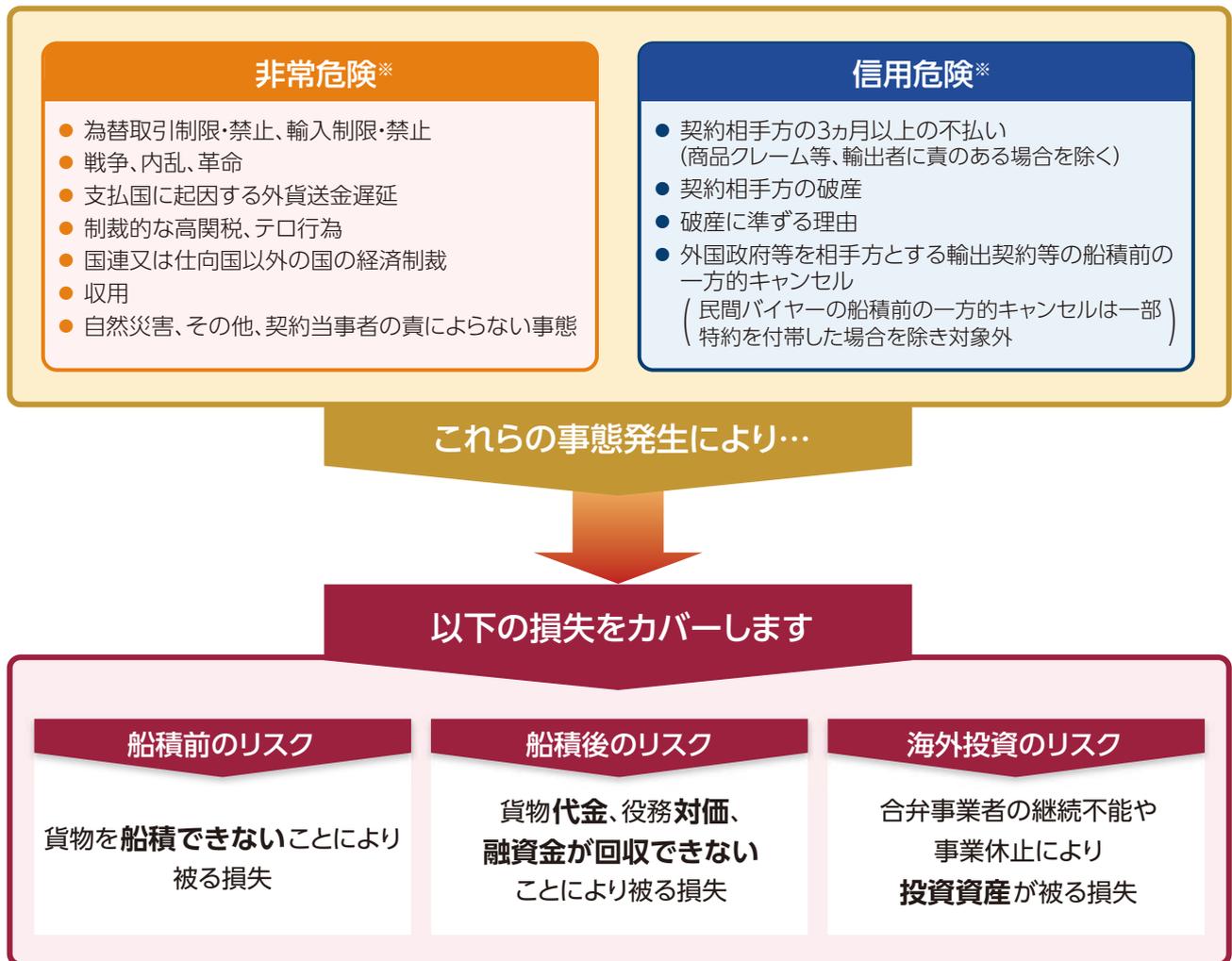
貿易保険制度の仕組み

貿易保険は、企業の貿易等の対外取引において生じる民間保険ではカバーできないリスクをカバーする保険です。

貿易保険の目的は、貿易取引や海外投資を行う際に発生するリスクを軽減し、企業の海外展開を促進することです。



貿易保険は、以下のようなリスクの発生により企業等が被る損失をカバーします。



※ 非常危険：契約当事者の責任ではない不可抗力的なリスク (Country Risk, Political Riskともいう)
 ※ 信用危険：海外の契約相手方の責任に帰せられるリスク (Commercial Risk, Credit Riskともいう)

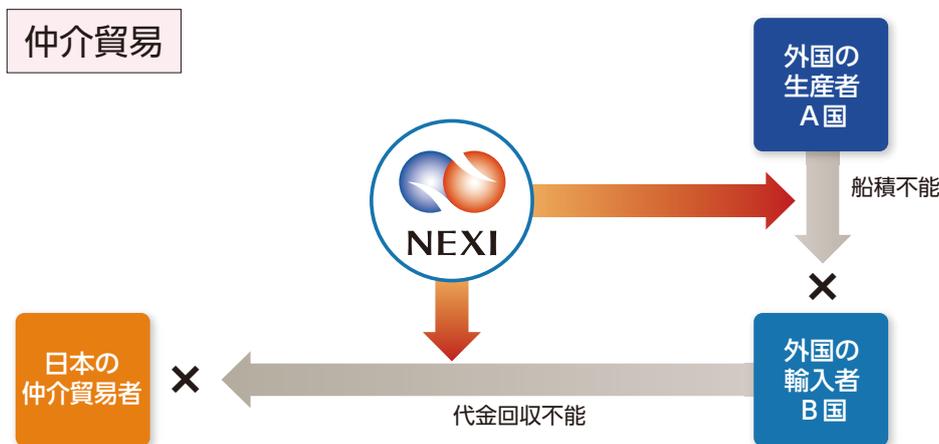
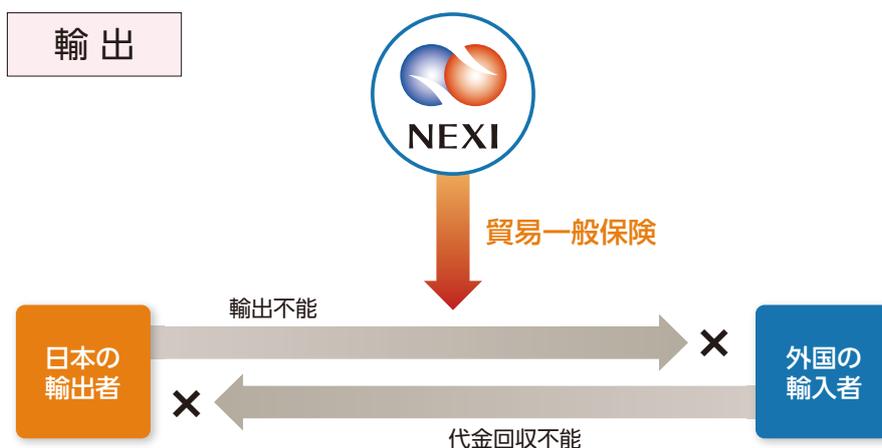
保険商品

貿易一般保険

◆輸出・仲介貿易・技術提供のための保険

日本の輸出者等が外国に貨物を輸出、仲介貿易、建設工事等技術提供する場合に、①戦争や革命、テロ、輸入制限・禁止、自然災害といった不可抗力や、②取引先の破産等に

よって船積できないことによる損失、貨物を船積又は技術を提供した後に代金回収不能となる損失をカバーします。



※ 保険の引受形態は、輸出・仲介貿易・技術提供の契約ごとに引き受ける「貿易一般保険（個別保険）」のほか、企業単位で対象となるすべての契約を包括的に引き受ける「企業総合保険」等があります。

◆ライセンス輸出のための保険（知的財産権等ライセンス保険）

日本の企業が外国の企業に特許・ノウハウ・著作権等を提供する場合に、①戦争等の不可抗力や、②取引先の破産や

支払遅延により、ロイヤリティ等のライセンス料が回収不能となった損失をカバーします。

保険商品

限度額設定型貿易保険

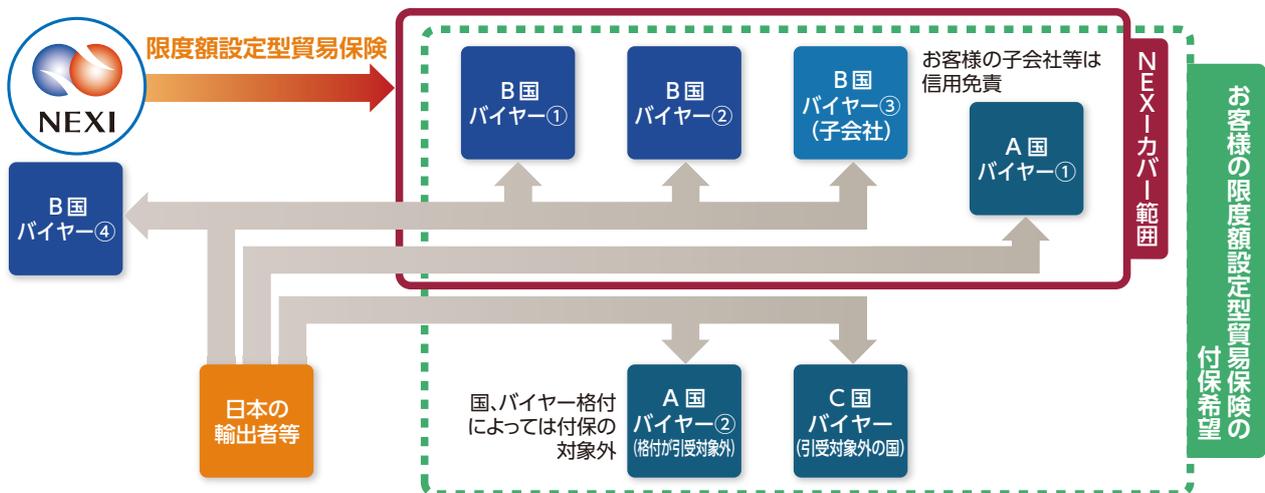
◆特定のバイヤーと継続的に取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が製品等を継続的に供給する輸出契約等を締結するバイヤーを選んで、そのバイヤーと1年間に見込まれる取引額から、自ら事故の際の保険金支払限度額を設定して保険契約を締結するものです。

この保険は輸出契約ごとに保険を申込み必要はなく、

保険契約期間（1年間）中に締結した一定の条件を満たした輸出契約等について自動的に保険関係が成立するため、手続きが非常に簡素化されていることが特徴です。

※なお、保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。



簡易通知型包括保険

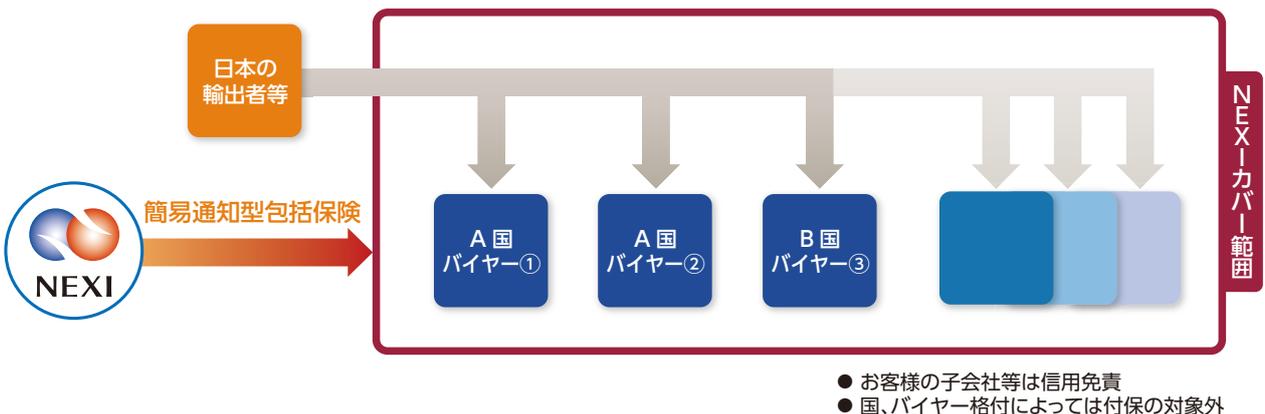
◆複数のバイヤーと継続的かつ反復的な取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が締結する一定の条件を満たした輸出契約等を包括的に引き受ける年間契約の保険で、輸出契約等に基づき船積を行った代金額等を船積月の翌月末までにまとめて通知することで保険関係が成立します。

輸出契約ごとに保険を申込み必要はなく、また船積実施

後の通知となることから保険契約の内容変更手続きが生じることも少ないため、他の保険種に比べ事務手続きが簡素化されていることが特徴です。

※保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。

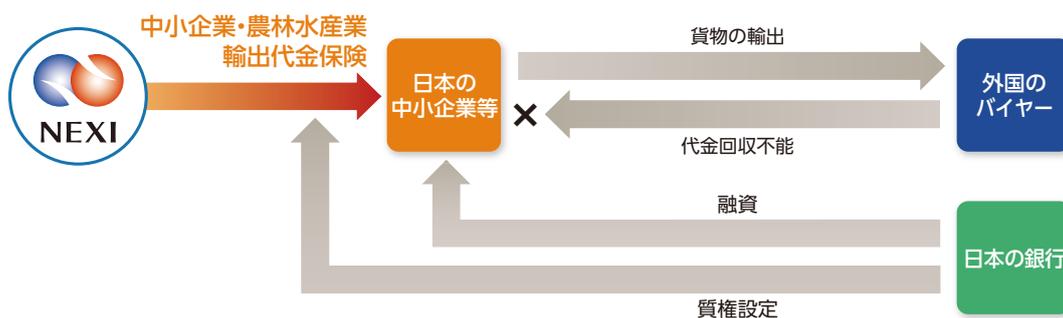


中小企業・農林水産業輸出代金保険

◆中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出のための保険

日本の中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出を支援するための保険です。輸出代金の回収不能による損失をカバーし、簡素化された保険申込手続、迅速な保険金支払等、利用者の皆様のニーズに合わせた商品内容となっています。

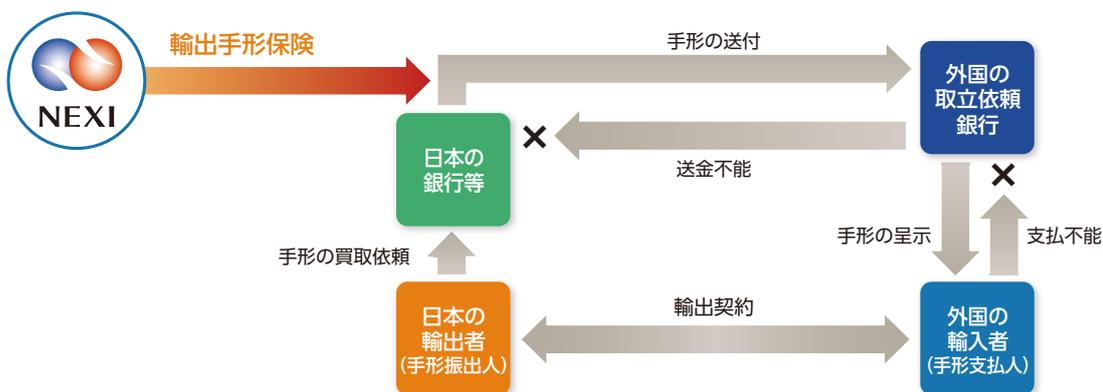
また、この保険は、銀行から融資を受ける中堅・中小企業及び農林水産業従事者が保険契約の申込みと保険金請求権等への質権の設定の手続を同時に行うことが可能な商品です。



輸出手形保険

この保険は、主として信用状を伴わない荷為替手形を買取った銀行に対しバイヤーの満期不払等のリスクをカバーすることにより、銀行における荷為替手形の買取りが円滑に行われるようにするための保険です。日本の銀行が、輸出代金の回収のために振り出された荷為替手形を買取った

場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②外国の輸入者の破産等によって、その手形が不払になり資金の回収ができないことによる損失をカバーします。



保険商品

前払輸入保険

日本の輸入者が、前払いで外国から貨物を購入する契約を締結したが、貨物を輸入することができなくなった場合に、あらかじめ前払輸入契約で定めた返還条件に基づいて前払金の返還請求をしたにもかかわらず、①戦争、革命、外貨交換

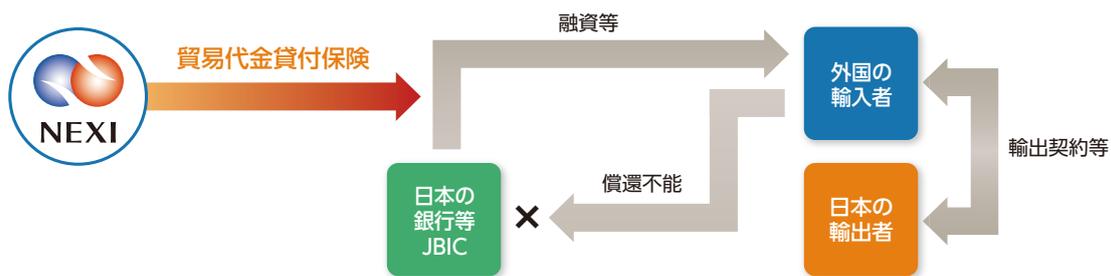
の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②相手方の破産、債務の履行遅滞によって、当該前払金の返還を受けることができないことによる損失をカバーします。

貿易代金貸付保険

◆輸出代金等の融資等のための保険(バイヤーズ・クレジット)

日本の銀行等が、日本からの貨物の購入資金を外国の輸入者に融資等(債券の購入及び保証債務の負担も含まれます。)した場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、テロ、自然災害といった不可抗力や、②融資先

の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金や債券が償還不能となることによる損失をカバーします。ただし、貸付契約等は、国際ルールに従ったものでなくてはなりません(詳しくは58頁参照)。



※日本の銀行は、国際協力銀行(JBIC)と協調して融資等を行い、NEXIは民間銀行の融資等について貿易保険でカバーします。

海外事業資金貸付保険

◆事業資金の融資又は債券の購入のための保険(貸付金債権等)

日本の企業・銀行等*が、本邦外で行われる経済開発に資するプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金(日本からの輸出に結びつかない資金)を融資した場合、又は外国の政府や企業が事業に必要な資金を調達するために

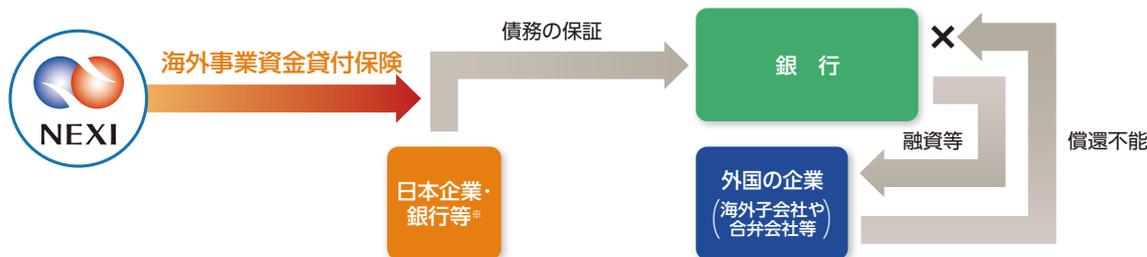
発行した債券を購入した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金や債券の償還が受けられないことによる損失をカバーします。



◆ 債務保証のための保険 (保証債務)

日本の企業・銀行等*が、海外子会社や外国政府、企業の事業資金の借入金等に対する保証債務を負担した場合に、借入人である当該海外子会社や外国政府、企業が、① 戦争、

革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、② 破産等によって債務不履行を発生させたために、保証債務を履行したことによる損失をカバーします。

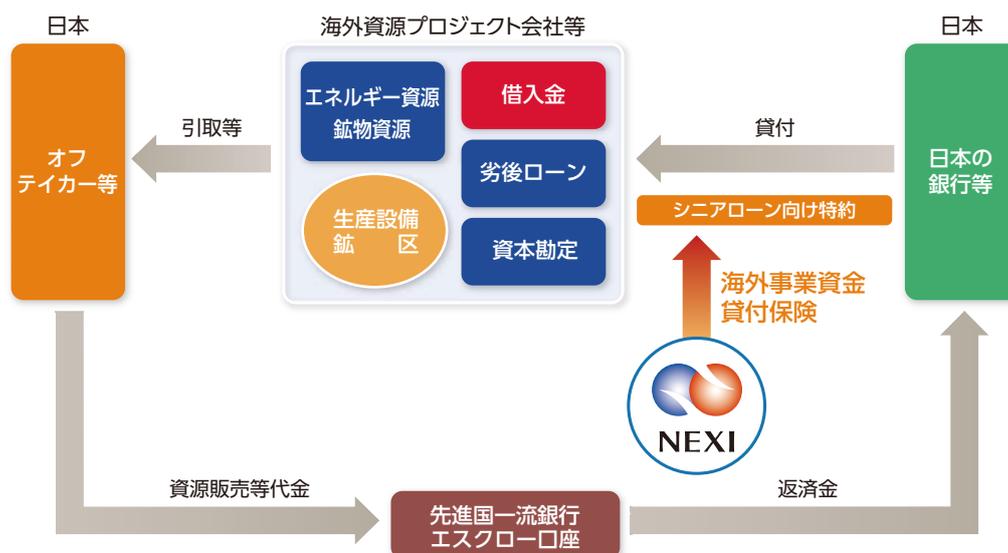


※ 我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業 (重要な資源の取得促進や本邦企業の競争力を促進する事業等) については外国の企業・銀行等も対象となる場合があります。

資源エネルギー総合保険

海外からの安定的な資源供給の確保に対する取組を抜本的に強化するために、資源エネルギー案件のリスクの特性を踏まえ、通常の海外事業資金貸付保険に比べて大幅に低い料率、幅広いリスクの填補範囲等を実現する保険です。資源エネルギー総合保険は、海外事業資金貸付保険に特約を付すことで付保することができます。

日本の企業、銀行等が、資源開発に資するプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金 (日本からの輸出に結びつかない資金) を融資した場合に、① 戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、② 融資先等の破産や不払によって、貸付金の返済や償還が受けられない損失をカバーします。



- 本邦事業者によるエネルギー資源・鉱物資源の引取、権益取得又は関連インフラ整備案件* 向けに、日本の銀行等が供与するシニアローンが対象となります。
※ 本邦を最終需要地とする引取案件以外は、本邦から当該エネルギー資源等の引き合いを受けた場合に、本邦に振り向けられる蓋然性が高いと判断できる案件に適用されます。
- 先進国一流銀行内にエスクロー口座が開設されることが必要とされます。
- 通常の海外事業資金貸付保険より低い料率、高い付保率が適用されます。

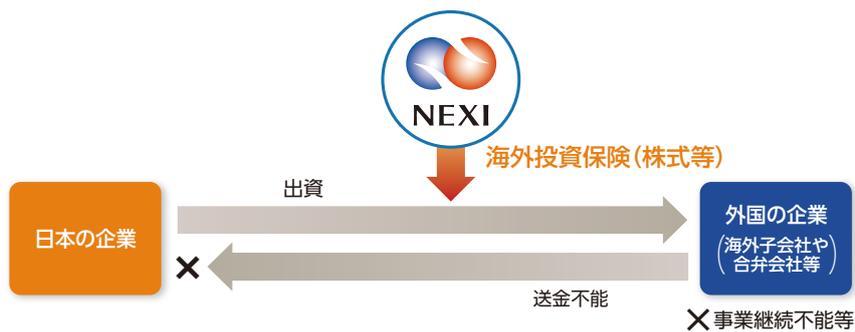
保険商品

海外投資保険

◆ 出資に対する保険 (株式等)

日本の企業が、海外で子会社や合併会社を設立した場合に、戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって、その会社が事業を継続できなくなる等による損失を

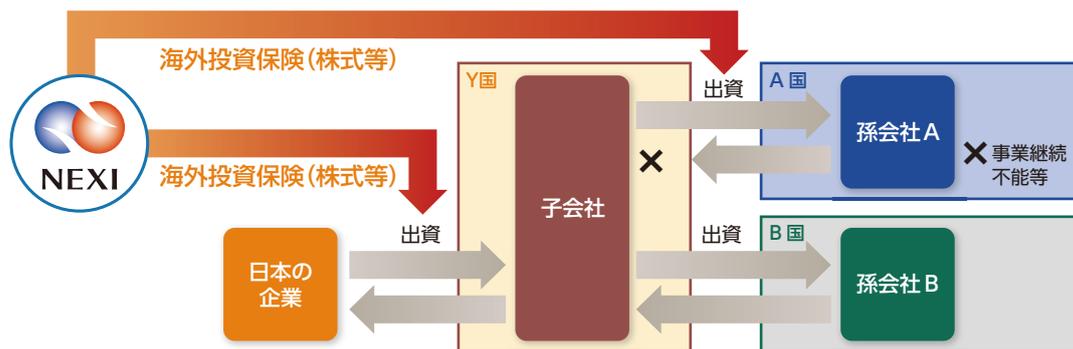
カバーします。また、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止により配当金を日本に送金できないことによる損失もカバーします。



※ 資源権益の確保に伴い事業者が支払うこととなるプレミアム分 (いわゆる「のれん代等」) についても海外投資保険の引受は可能です。

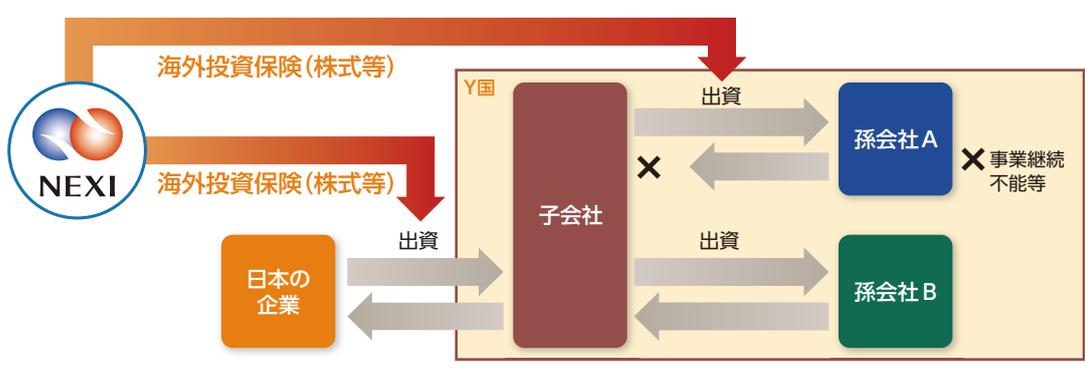
また、日本の企業が出資した子会社が、複数の国でそれぞれ複数の事業会社を孫会社として設立して事業を展開した場合において、そのいずれかの孫会社が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続すること

ができなくなったときは、(他の孫会社が事業を行っていても) その孫会社が事業を継続できなくなることによる損失をカバーします。



さらに、日本の企業が出資した子会社が、子会社と同一の国内で複数の事業会社を孫会社として設立して事業を展開した場合において、そのいずれかの孫会社が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続する

ことができなくなったときは、(他の孫会社が事業を行っていても) その孫会社が事業を継続できなくなることによる損失もカバーします。

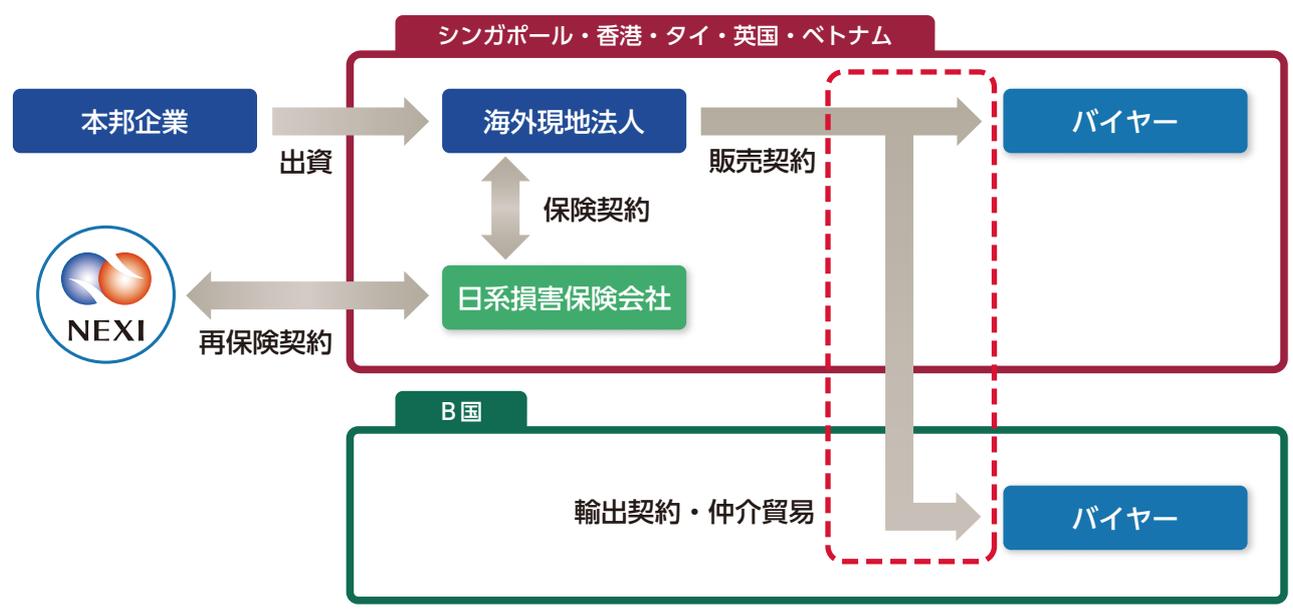


海外投資保険には上記の出資に対する保険(株式等)以外に権利等の取得に対する保険(不動産等)もあります。

フロンティング

シンガポール・香港・タイ・ベトナム・英国の海外日系企業がバイヤーとの間で製品等を継続的に販売する輸出契約等について、1年間の取引額に対して保険金支払限度額を設定し、主にバイヤーの破産や支払遅延によって代金回収不能となる損失をてん補します。

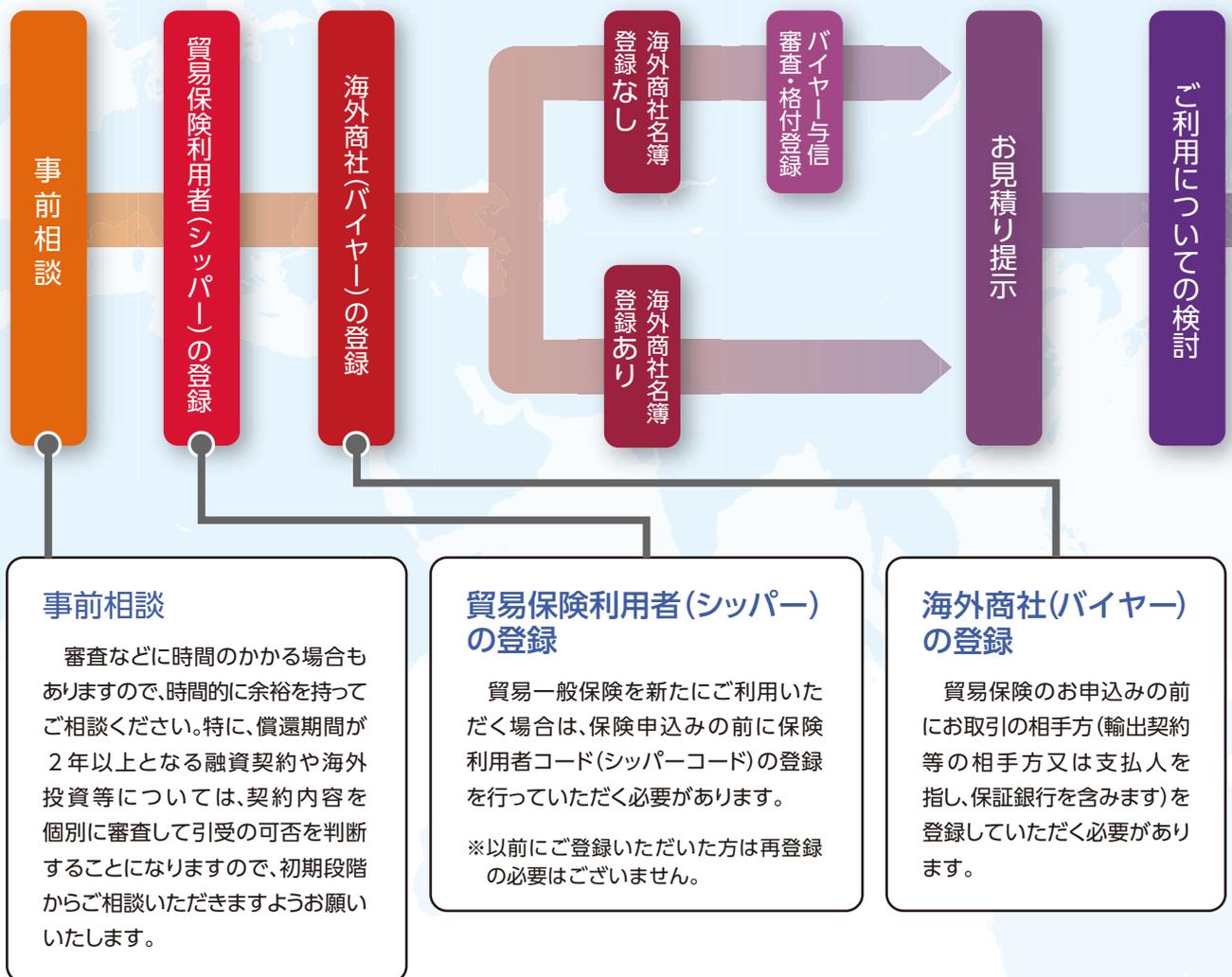
NEXIは再保険の形で関与し、現地の日系損害保険会社を通じて保険商品販売することから「フロンティング」と呼んでいます。

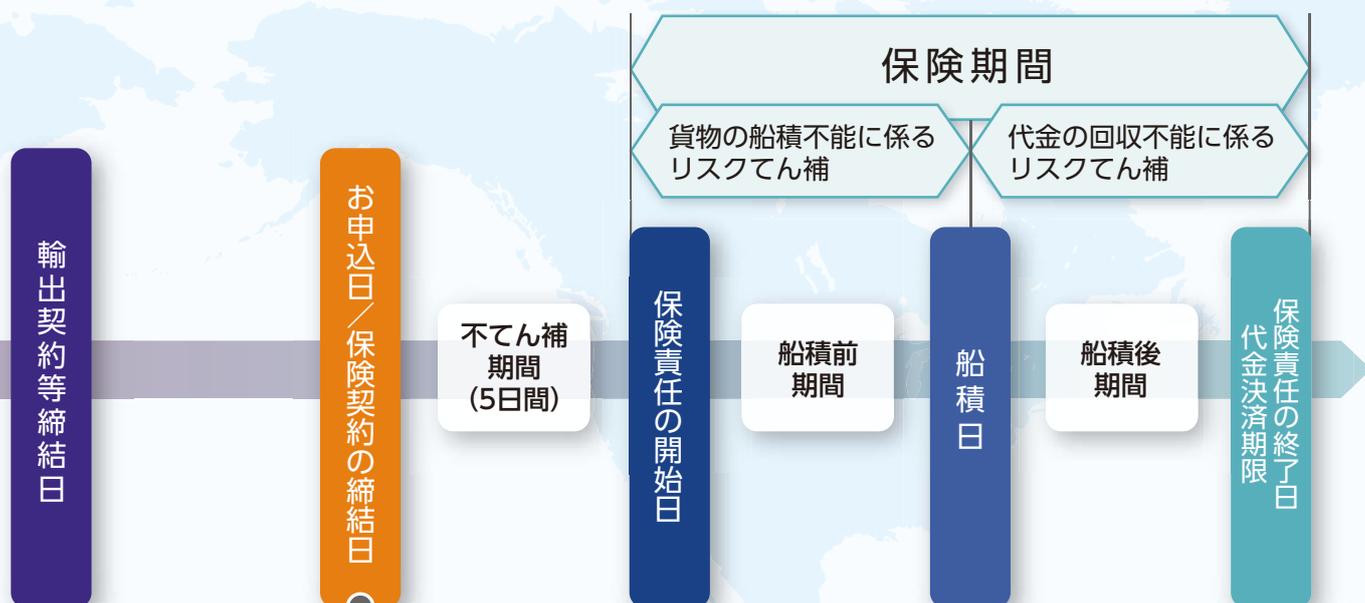


貿易保険手続の流れ

保険の申込手続

この図は、貿易一般保険（個別）を例にしたイメージ図です。





お申込み可能期間

輸出契約等の締結日以降船積日から起算して5営業日後の日までお申込み可能です。

保険責任はお申込み以降に開始します。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

本店 営業第一部

- 営業推進グループ
フリーダイヤル 0120-671-094
- 輸出保険第一グループ
フリーダイヤル 0120-675-094

大阪支店

- 営業グループ フリーダイヤル 0120-649-818

詳しい手続に関しては、
ウェブサイトにてご案内しております。

(<https://www.nexi.go.jp>)

貿易保険手続の流れ

保険金支払の手続

この図は、貿易一般保険（個別）を例にしたイメージ図です。



債権回収の一手段としての「パリクラブ」

パリクラブ (Paris Club) は債務国の債務救済を協議するために、主要債権国政府が集まって議論する会議で、通称「パリクラブ」と呼ばれています。1956年の発足以来、法的拘束力のない緩やかな集まりとして、「パリクラブの原則」に基づき活動しています。

パリクラブでは、債務支払が困難に陥った債務国政府と債務救済（リスケジュール等）について協議をしています。パリクラブにおける債権国のメリットは、対外債務の支払に十分な外貨を持ち合わせていない債務国から、長期になりますが債権国間の公平性を確保しながら確実に債権を回収することができる点にあります。



回収方針の策定

保険金請求後の回収方針の策定はNEXIが行います。

回収実施の主体

- NEXIの提携するサービス（債権回収業者）
- 被保険者（お客様）による回収
- NEXI及び日本政府（パリクラブ等での相手方政府との交渉）

回収協力義務

- 回収に必要な措置の実施をNEXIより被保険者に指示した場合は被保険者にはその指示に従う（回収協力）義務があります。
- 「NEXIの提携するサービス」が回収の実施主体となるケースでも、被保険者に協力をお願いすることがあります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

債権業務部

フリーダイヤル 0120-673-094

- 査定グループ TEL.03-3512-7663
- 回収グループ TEL.03-3512-7658

経済協力開発機構 (OECD)

1 輸出信用保証部会 (ECG会合及び参加国会合)

OECDは国際経済全般について協議することを目的に1961年に設立され、日本は1964年4月に加盟しました。OECD貿易委員会の下部組織である輸出信用保証部会では、各国輸出信用機関 (ECA) 間の情報交換やNEXIの貿易保険を含む公的輸出信用に係る議論が行われています。NEXIは日本のECAとして、経済産業省等の関係省庁とともに、議論に積極的に参加しています。

また、近年は公的輸出信用分野における金融条件の議論に加え、環境問題、気候変動、贈賄問題や持続可能な貸付といった、ECAの果たすべき社会的責任についても重点的に議論が行われています。

2 OECD公的輸出信用アレンジメント

OECDでは、輸出信用の秩序ある利用と公平な競争環境条件の維持を目的として、参加国間で共通の輸出信用に関するルールであるOECD公的輸出信用アレンジメントを定めています。本アレンジメントは、各ECAが輸出信用を供与する際の共通の条件 (最低保険料水準、頭金、最長償還期間、最低貸出金利及び償還方法等) を規定しています。また船舶、原子力発電所、航空機、鉄道インフラ、再生可能エネルギー・気候変動緩和技術・水関連プロジェクト及びプロジェクト・ファイナンスについては、アレンジメント本則とは別に各セクターの特徴を考慮した条件を適用することができます。NEXIによる輸出信用の供与も、このアレンジメントに従って実施されています。

3 環境への取組

OECDでは、2001年の環境コモンアプローチの策定以降、定期的な見直しによる取組の向上を図っており、2012年6月に3度目の見直しが行われました。NEXIでは、環境コモンアプローチを踏まえた「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を定め、これに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトにおいて環境社会配慮が適切になされるよう取り組んでいます。

4 贈賄防止への取組

不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを禁じた1997年のOECD贈賄防止条約と、2006年の公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告を受け、NEXIでは贈賄に対する取組を行ってきました。2019年3月に当該勧告が改訂されたことから、改訂内容を踏まえた贈賄への取組を進めています。

NEXI概要・組織運営

法人概要	60
経営計画	62
業務運営・管理体制	64
組織図	66
所在地	67
TOPICS	68

法人概要

名 称	株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)																
設立年月日	2017年4月1日																
設立根拠法	貿易保険法																
目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うこと。																
主 務 大 臣	経済産業大臣																
資 本 金 額	1,693億5,232万4,369円 (政府全額出資)																
役 員	<table border="0"> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>黒田 篤郎</td> </tr> <tr> <td>代表取締役副社長</td> <td>仲田 正史</td> </tr> <tr> <td>常務取締役</td> <td>和田 圭司</td> </tr> <tr> <td>常務取締役</td> <td>寺村 英信</td> </tr> <tr> <td>取締役 (社外取締役)</td> <td>寺本 秀雄</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>中村 恵司</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>大塚 章男</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>松井 智予</td> </tr> </table>	代表取締役社長	黒田 篤郎	代表取締役副社長	仲田 正史	常務取締役	和田 圭司	常務取締役	寺村 英信	取締役 (社外取締役)	寺本 秀雄	監査役	中村 恵司	監査役 (社外監査役)	大塚 章男	監査役 (社外監査役)	松井 智予
代表取締役社長	黒田 篤郎																
代表取締役副社長	仲田 正史																
常務取締役	和田 圭司																
常務取締役	寺村 英信																
取締役 (社外取締役)	寺本 秀雄																
監査役	中村 恵司																
監査役 (社外監査役)	大塚 章男																
監査役 (社外監査役)	松井 智予																
役 職 員 数	195名 (2019年4月1日時点)																
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 四. 貿易保険以外の保険 (通常の保険を除く。) であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 五. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。 																
沿 革	<p>1999年 7 月 独立行政法人通則法成立</p> <p>1999年 12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立</p> <p>2001年 4 月 独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) 設立</p> <p>2015年 7 月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 (2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行)</p> <p>2017年 4 月 株式会社日本貿易保険 (NEXI) 設立</p> <p>[参考：1950年3月 貿易保険法成立。以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省 (旧通商産業省) にて運営。]</p>																
所 在 地	<p>(国内) 本店：東京 支店：大阪</p> <p>(海外) シンガポール支店、パリ事務所、ニューヨーク事務所</p>																

役員



(後列) 寺村常務取締役 寺本取締役 (社外取締役)
(前列) 仲田代表取締役副社長 黒田代表取締役社長 和田常務取締役



大塚監査役 (社外監査役) 中村監査役 松井監査役 (社外監査役)

経営計画

中期経営計画 (2019-2021年度)

企業理念の実現のため、中期経営計画期間（2019年度から2021年度）においては、以下の4つの柱の下、計画を策定しました。

4つの柱

- (1) サービスの質を向上し、より多くのお客様に安心を提供する
- (2) 国の政策実現に貢献する
- (3) より魅力ある職場を創る
- (4) 長期安定的な事業運営のための基盤を充実させる

◆中期経営計画 (2019-2021年度)

(1) サービスの質を向上し、より多くのお客様に安心を提供する

- ① 輸出保険（包括保険）について、お客様に継続して利用されるよう、ニーズの把握、商品・サービスの不断の見直しを行う。
- ② 輸出保険（S/C含む）について、これまで利用のないお客様を含め利用を促進する。
- ③ 海外投資保険について、民間損保会社との連携の枠組みの構築や募集ツールの充実等を通じて利用企業の裾野を広げる。
- ④ 融資保険について、インフラ輸出等を後押しするため、市場ニーズを踏まえた商品開発・制度改正等を行う。
- ⑤ 保険金の支払段階におけるお客様の満足度を向上させる。
- ⑥ ホームページを通じてお客様にわかりやすく効果的な情報提供を行う。
- ⑦ 顧客アンケート等を通じてPDCAを実施し、顧客向けサービスの質を向上させる。

(2) 国の政策実現に貢献する

- ① インフラ輸出等を後押しするため市場ニーズを踏まえた商品開発・制度改正を行う。【再掲】
- ② インフラプロジェクトなど政策的に重要度の高い案件の組成を支援し、積極的な引受を行う。

注：重点分野に属する案件

1) 政策的 중요度が高い案件

- 質の高いインフラ輸出／海外事業参画
- 資源・エネルギー・食糧の安定供給源確保
- 先進的環境・安全技術の輸出／海外事業参画（省エネ・環境改善に資するプロジェクト）
- その他、日本企業の有する高い技術力を活かした製品・サービスの輸出／海外事業参画

2) 日本企業の戦略的海外展開に大きく貢献する案件

3) 他国／国際公的金融機関との協調案件で、国際的な重要性が認められるもの、あるいはNEXIの国際的な認知度向上・協力関係の構築に寄与するもの。

③ 中堅・中小企業の海外取引・農林水産業の輸出を一層支援する。

(3) より魅力ある職場を創る

① 職員研修等を通じて企業理念や行動指針を浸透させる。

② 社外への出向、研修先を拡大し、活躍の場を広げる。

③ 在宅勤務制度の活用を広げ、多様な働き方が可能な職場環境を実現する。

④ 職員アンケートを通じたPDCAを実施し、職場環境を改善する。

(4) 長期安定的な事業運営のための基盤を充実させる

① 現行の保険システムに替わるシステムを構築し、2021年度中を目途に稼働させる。並行して、システム部門の体制の強化を図る。

② リスク量計測の高度化を進める。また、定量分析をベースとしてリスク集中が予想される国・債務者・セクターへの対応方針を経営レベルで議論、引受方針等への反映を可能にする枠組みを構築する。

さらに、リスク分析に基づき個別案件の初期相談の段階から引受条件（引受可能額・シェア等）が判断できるようルール化の検討を進める。

③ 定性的なリスク管理に関してより体系的な運営の枠組みを構築し、自律的なPDCAを持続的に推進する。

④ バイヤー格付けの精度を一層向上させ、より企業の信用状況に即したきめ細かい与信枠設定を行う。

⑤ カントリーリスクに対する情報収集・分析力を向上させつつモニタリングを強化し、国際情勢の変化を引受方針や引受審査に適切に反映させる。

⑥ 人員について、将来的に200名^(注)程度の規模とすることを念頭に、年齢構成にも配慮した中期的な人員計画を策定、計画的な採用を進める。また、特に、案件組成をリードできるようなPF人材、ITシステム、リスク管理（出再含む）、資金管理、環境審査の各分野における人材育成計画（処遇を含む）を確立し、確保・育成を開始する。

⑦ 市場リスクを勘案した資産サイドの評価を行うなどALM的な取組や資金計画に係る担当部署・システムの一元化などを検討し、出来るものから段階的に実施し、資金管理に係る仕組みを強化する。

⑧ 主要な回収案件について2021年度までに18.9%の回収を実現する。

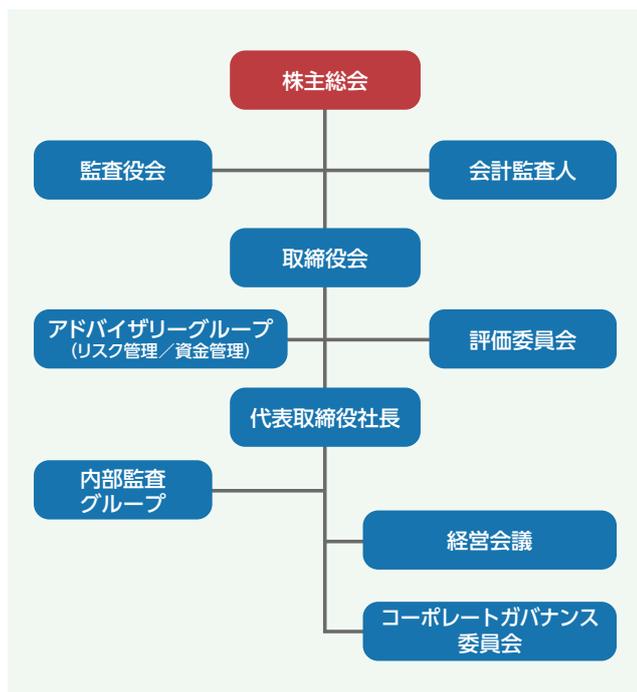
(注) 出向者含む。正職員数。ITシステム部門の人員増分は含まない。

業務運営・管理体制

コーポレートガバナンス

◆ 監督・評価及び業務執行について

NEXIは、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加えて、評価委員会、経営会議、コーポレートガバナンス委員会、アドバイザリーグループを設置することで、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等に取り組むこととしています。



● 取締役会

取締役会は経営上の重要事項の決定とNEXIの業務執行の監督を行っています。取締役会は5名の取締役で構成され、うち1名が会社法に規定される社外取締役です。社外取締役は、NEXIの代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点からNEXIの業務執行の監視・監督を行います。

● 監査役会

会社法等諸法令、定款諸規則などに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監督を実施しています。監査役会

は3名の監査役で構成され、うち2名が会社法に規定される社外監査役です。社外監査役は、常勤監査役と連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、NEXIのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役会事務局を設置しています。

● 評価委員会

評価委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成され、NEXIの業務及び運営の状況や、NEXIの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

● 経営会議

経営会議は役員等で構成される会議体であり、経営に関する重要な事項（コーポレートガバナンス委員会の所掌を除く）について審議します。

● コーポレートガバナンス委員会

コーポレートガバナンス委員会は役員等で構成される会議体であり、会社の内部管理における重要な事項について審議します。

● アドバイザリーグループ(リスク管理/資金管理)

取締役会の諮問機関として、NEXIのリスク管理と資金管理について、社外の有識者の専門的な知見に基づき評価・助言を行います。

◆ 国の関与について

NEXIは、国が100%出資する株式会社であり、主務大臣からの監督、会計検査院検査、主務省による検査等の統制の下で貿易保険事業を運営しています。

◆ 内部統制基本方針について

NEXIは、会社法に則り、会社の業務の適正を確保するための体制の整備などについて内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき規則の制定その他体制の整備を行っています。

コンプライアンス推進

NEXIは貿易保険制度を担う政策金融機関として求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、常に法令等を遵守し公正

な事業運営を行うべく、コンプライアンスを経営における最重要課題のひとつとして位置付け、以下の取組を行っています。

◆コンプライアンスルールの周知・徹底

- NEXIは、役職員（派遣労働者を含む。以下同じ）が、法令及び定款に適合し、また適正かつ健全な事業活動を遂行するため、コンプライアンス基本方針を定めています。
- NEXIは、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシー、その他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整備しています。
- NEXIは、役職員として知っておくべきコンプライアンスに関する基本事項、遵守しなければならない重要な法令やルール、コンプライアンスに関する内部規則類を解説したコンプライアンスマニュアルを作成し、役職員のコンプライアンスに関する理解の促進に努めています。また毎年コンプライアンス推進の年度計画（コンプライアンスプログラム）を策定し、あわせてコンプライアンスに関する研修や啓発活動を行うなど、周知・徹底に努めています。

◆コンプライアンス遵守・推進体制

- NEXIは、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うことを目的のひとつとした会議体である、コーポレートガバナンス委員会を置いています。
- NEXIは、コンプライアンスに関する責任者と担当部署を置き、コンプライアンス態勢の整備・推進、役職員への周知・徹底活動に当たっています。
- NEXIは、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう報告ルートを定めるとともに、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

◆反社会的勢力に対する方針

- NEXIは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶します。

リスク管理

NEXIは、国の制度である貿易保険業務を担う唯一無二の専門機関として、対外取引を行うより多くのお客様に対し安心を提供し、また我が国の成長戦略の実現に向けた取組を推進し、お客様の多様なニーズに積極的に応えていくことにより、対外取引の健全な発展に貢献することを事業の目的としています。NEXIが担うこれらの社会的役割を全うするため、適正なリスク管理を統合的に行うための枠組みを構築しています。

◆統合的なリスク管理の取組

●保険引受リスク管理

NEXIでは引受に際し、営業担当部門がお客様から頂いた情報に加え、審査部門や海外事務所、専門調査機関の収集した各種データをもとにリスク評価を行っています。また、与信先国や与信先企業、プロジェクトの状況をモニタリングし、与信状況の変化を引受に反映させています。

さらに、個別の与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握や集中度分析、引受額目安の設定、シナリオ分析等を行っています。貿易保険事業の健全な発展のため、集積リスクの一部出再の実施等を通じ、保険引受余力の維持・拡大に努めています。

●資金管理・運用リスク

NEXIが保有する資金は、将来の保険金支払のための準備資金です。

その資金特性に照らし、保険金支払に適時に対応するため、高い安全性と確実性の確保を最重要視し、市場環境等の動向

も常に注視しながら、適切な資金管理を行っています。

●オペレーショナルリスク

NEXIは、通常の業務活動（オペレーション）の中で発生する事務リスク等のリスク事象の抑制に努めるとともに、発生した場合には適時適切な報告及び即時の対処がなされ、再発防止策を講じることとしています。

また発生した事象はコーポレートガバナンス委員会にも報告され、オペレーショナルリスク管理の実効性を高めるとともに、上述のコンプライアンス推進とあわせ行動規律を重視する組織文化を醸成しています。

◆リスク管理推進体制

NEXIは、リスク管理に関する重要な事項の審議やモニタリング状況の報告について、内容に応じて経営会議またはコーポレートガバナンス委員会に行っています。

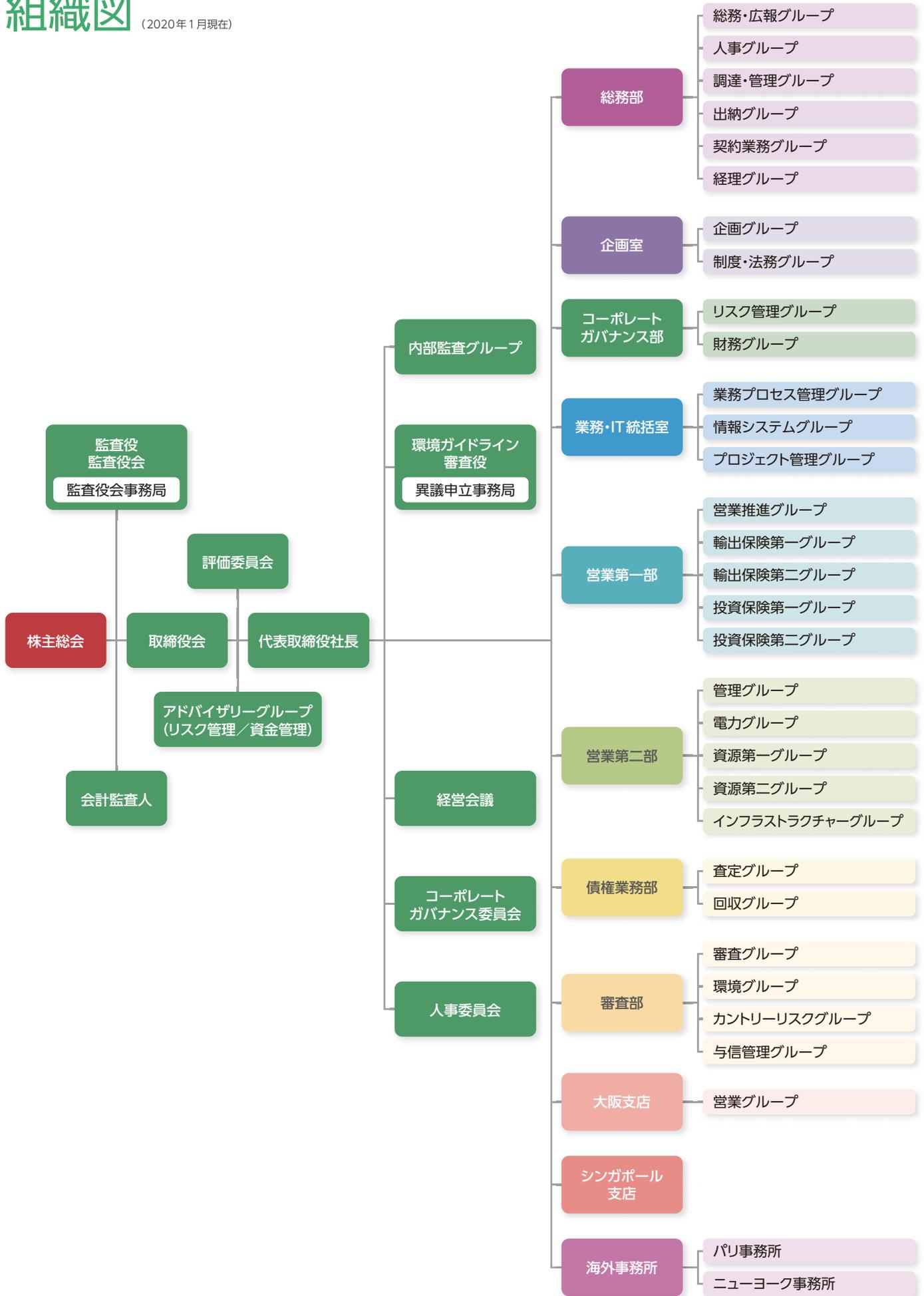
NEXIは、リスク管理及び資金管理に関するアドバイザリーグループを設置しています。

◆大規模災害リスク

NEXIは、大規模災害リスクを経営上重大なリスクであると認識しており、大規模災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、被災した場合にはそこからの早期回復を図るための事業継続計画を策定しています。

組織図

(2020年1月現在)



所在地

本店

〒101-8359
 東京都千代田区西神田3-8-1
 千代田ファーストビル東館5階
 TEL. 03-3512-7650
 FAX. 03-3512-7660



シンガポール支店

16 Raffles Quay#38-06, Hong Leong Bldg.
 Singapore 048581
 TEL. 65-6429-9582 FAX. 65-6222-0481



パリ事務所

c/o JETRO 27, rue de Berri, 75008
 Paris France
 TEL. 33(-0)1-4261-5879
 FAX. 33(-0)1-4261-5049



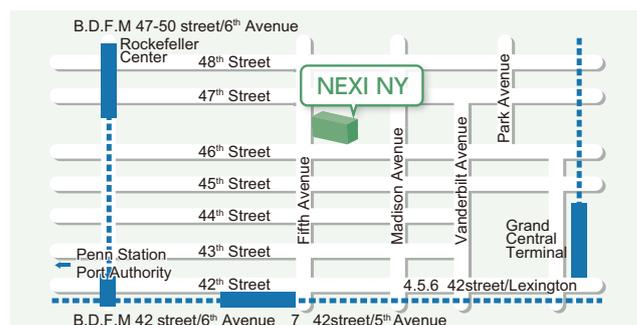
大阪支店

〒541-0041
 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
 あいおいニッセイ同和損保
 淀屋橋ビル8階
 TEL. 06-6233-4019
 FAX. 06-6233-4001



ニューヨーク事務所

c/o JETRO 565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York,
 N.Y. 10017 USA
 TEL. 1-212-819-7769 FAX. 1-212-997-0464



NEXIの広報活動

ホームページ (https://www.nexi.go.jp)

NEXIのホームページでは、貿易保険に関する多くの情報を提供しています。

◆トピックス

貿易保険の制度や国毎の引受方針の変更、貿易保険手続に関する情報、大型プロジェクトの引受情報等を随時掲載しています。

◆Webサービス

Webサービスでは、一部の保険商品の主な手続が行えます。この他、ユーザー固有のページでは、保険契約の内容確認や海外商社の情報閲覧などが行えます。ご利用にあたっては、保険利用者 (Web ID) 登録が必要となりますが、登録料や利用料はかかりません。また、保険料計算シミュレーションも提供しています。

月刊ウェブマガジン「e-NEXI」

月刊ウェブマガジンe-NEXIでは、貿易保険に関する記事を月刊で配信し、ホームページ上に掲載しています。

各種方面の専門家や企業の方々によるテーマ別の特集記事、NEXIの取組内容やプロジェクトの紹介、各国の経済や政治の動向など、貿易・投資・融資に関連する内容です。

ホームページよりウェブマガジンをご登録いただいた方には、毎月無料でメール配信しています。

パンフレット

貿易保険の制度や各種手続をマンガ形式のパンフレットでご説明しています。これらのパンフレットはホームページ上でもご覧いただけます。



こんな時に役に立つ!
貿易保険 (商品概要)



こんな時に役に立つ!
貿易保険 (利用事例集)



こんな時に役に立つ!
貿易保険 (事故手続)

2018年度決算報告

2018年度決算について	70
財務諸表等	71

2018年度決算について

決算の概要

(単位：百万円)

	第2期(2018年度)
経常収益	41,551
保険引受収益	22,918
(正味収入保険料)	22,905
保険代位等収益	11,725
資産運用収益	6,900
その他経常収益	9
経常費用	39,779
保険引受費用	33,354
(正味支払保険金)	33,517
(保険代位債権等取得額)	△7,727
(支払備金繰入額)	2,473
(未経過保険料繰入額)	△16,915
(異常危険準備金繰入額)	22,846
保険代位等費用	388
営業費及び一般管理費	6,037
経常利益	1,772
特別利益	1,600
特別損失	3,372
税引前当期純利益	—
法人税等合計	8
当期純損失	△8
総資産	1,726,083
純資産	794,887

損益の状況等

当社の引受実績(当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。)は、前期比13.9%減の約6.3兆円(前期実績 約7.3兆円)となりました。また、保険料収入(元受収入保険料と受再収入保険料の合計額。以下同じ。)は、前期比47.7%減の約294億円(前期実績 約561億円)となりました。

正味収入保険料は229.1億円となり、回収金を中心とする保険代位等収益は117.3億円、資産運用収益は69.0億円となりました。一方、大型の信用保険事故による保険金支払により、正味支払保険金は335.2億円、保険代位等費用は3.9億円となりました。営業費及び一般管理費は60.4億円となりました。これらの結果等により、異常危険準備金を228.5億円繰り入れております。

財務諸表等

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金及び預貯金	1,197,998
預貯金	1,197,998
有価証券	447,494
国債	345,442
地方債	51,000
社債	30,900
外国証券	20,152
保険代位債権等	66,681
有形固定資産	718
建物	373
器具備品	342
その他の有形固定資産	3
無形固定資産	1,302
ソフトウェア	1,275
ソフトウェア仮勘定	27
その他資産	11,796
未収保険料	6,813
未収金	1,185
未収収益	2,947
預託金	513
その他の資産	338
繰延税金資産	94
資産の部合計	1,726,083

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
保険契約準備金	908,017
支払備金	2,473
責任準備金	905,544
未経過保険料	148,896
異常危険準備金	756,648
その他負債	22,529
未払法人税等	3
預り金	15,411
前受収益	2,504
未払金	4,201
その他の負債	411
賞与引当金	122
役員賞与引当金	9
退職給付引当金	506
役員退職慰労引当金	12
負債の部 合計	931,196
(純資産の部)	
資本金	169,352
資本剰余金	625,553
資本準備金	625,553
利益剰余金	△19
その他利益剰余金	△19
繰越利益剰余金	△19
株主資本合計	794,887
純資産の部 合計	794,887
負債及び純資産の部合計	1,726,083

財務諸表等

◆ (注)

1 重要な会計方針に係る事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。満期保有目的の債券の評価は、償却原価法(定額法)により評価しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
- (3) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (4) 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末時点の要支給額を計上しております。
- (9) 異常危険準備金は、非常事故等による大規模な保険金支払に備えるため、貿易保険法第二十二条の規定に基づき計上しております。
- (10) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認、未払事業税及び事業所税の否認等であり、繰延税金負債の発生の原因は、退職給与負債調整勘定であります。

3 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社は、貿易保険事業を実施しており、余裕金の一部を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、貿易保険事業の余裕金は、貿易保険法第二十九条の規定の範囲で有価証券及び預金等により運用を行っております。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

保険金支払により取得した保険代位債権は、債務国又は債務者の債務返済に係るリスクに晒されております。また、有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

① カントリーリスクの管理

当社は、保険代位債権の取得の原因となる保険契約の締結にあたり審査部のカントリーリスクグループにおいてベルンユニオン(国際輸出信用保険機構)、OECD等のカントリーリスク情報の収集、調査及び評価を行い、審査を行っております。

② 信用リスクの管理

輸出契約等の相手方のリスクについては、審査部の与信管理グループにおいて、海外バイヤーの信用調査と評価を行い、保険契約の審査を行っております。

③ 市場リスクの管理

有価証券及び定期預金の運用に伴う金利、価格及び為替の変動リスクに関しては、取締役会で審議された資金管理計画等に基づいて実施後に、実施状況を把握・管理して取締役会に報告しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	1,182,597	1,182,597	-
(2) 有価証券	447,494	501,002	53,508
満期保有目的の債券	447,494	501,002	53,508
(3) 保険代位債権等 (信用事故代位分)			
保険代位債権等	13,654	13,654	-
貸倒引当金*	-	-	-
(差引)	13,654	13,654	-
(4) 未収保険料	6,813	6,813	-
資産計	1,650,558	1,704,066	53,508
(5) 預り金	10	10	-
負債計	10	10	-

*保険代位債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預貯金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債 地方債等	419,830	473,458	53,628
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債 地方債等	27,663	27,544	△120
合計		447,494	501,002	53,508

(3) 保険代位債権等 (信用事故代位分)

保険代位債権等 (信用事故代位分) については、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

(4) 未収保険料及び(5) 預り金

未収保険料等については、短期間で決済するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額
現金及び預貯金	15,401
預り金	15,401

現金及び預貯金は、日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXTI」名義で開設した口座 (以下、「基金」) に積み立てた金額であります。

預り金は、当該基金の引き出しが、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことによりキューバ向け非常事故代位債権の回収とみなされることから、当該基金相当額を計上したものであります。

これらについては、将来キャッシュ・フローを合理的に予測することが不可能であり、そのため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 現金及び預貯金」及び「(5) 預り金」には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額
保険代位債権等 (非常事故代位分)	53,027

保険代位債権等には市場価格に基づく価額がなく、非常事故代位債権及び非常事故代位見込債権については債務繰延協定の締結時期、回数及び合意内容 (返済猶予期間や債務削減額等) の予測が極めて難しいため、時価の把握は困難であります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超20年以内	20年超	その他*1
現金及び預貯金	1,182,597	—	—	—	—	—	15,401
有価証券							
満期保有目的の債券	4,040	8,213	71,636	138,500	218,500	—	—
未収保険料	6,813	—	—	—	—	—	—
合計	1,193,450	8,213	71,636	138,500	218,500	—	15,401

* 保険代位債権等 (信用事故代位分) は、償還期日が存在しないため記載しておりません。

* 1 現金及び預貯金のうち上記基金に積み立てた金額はその他欄に表示しております。

4 有形固定資産の減価償却累計額は292百万円であります。

5 当期末における責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(責任準備金)	
未経過保険料 (出再責任準備金控除前)	158,139百万円
同上にかかる出再責任準備金	9,243百万円
差引 (イ)	148,896百万円
その他の責任準備金 (ロ)	756,648百万円
計 (イ+ロ)	905,544百万円

6 1株当たり純資産額は52,992円48銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は794,887百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末株式数は15,000千株であります。

7 非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位債権見込額、信用事故代位債権見込額及び譲受債権の額並びにその合計額は次のとおりであります。

非常事故代位債権	53,027百万円
信用事故代位債権	12,777百万円
非常事故代位債権見込額	—百万円
信用事故代位債権見込額	877百万円
譲受債権	—百万円
計	66,681百万円

8 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

財務諸表等

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	41,551
保険引受収益	22,918
正味収入保険料	22,905
為替差益	13
保険代位等収益	11,725
資産運用収益	6,900
利息及び配当金収入	6,230
為替差益	670
その他経常収益	9
経常費用	39,779
保険引受費用	33,354
正味支払保険金	33,517
保険代位債権等取得額	△7,727
諸手数料	△839
支払備金繰入額	2,473
責任準備金繰入額	5,930
未経過保険料繰入額	△16,915
異常危険準備金繰入額	22,846
保険代位等費用	388
営業費及び一般管理費	6,037
経常利益	1,772
特別利益	1,600
政府交付金収入	1,600
特別損失	3,372
ソフトウェア関連損失	3,372
税引前当期純利益	—
法人税及び住民税	6
法人税等調整額	2
法人税等合計	8
当期純損失	△8

◆ (注)

1

(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	29,362百万円
支払再保険料	△6,458百万円
計	22,905百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険料	33,517百万円
回収再保険料	－百万円
計	33,517百万円

(3) 諸手数料の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料	1百万円
出再保険手数料	△839百万円
計	△839百万円

(4) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

未経過保険料繰入額(出再責任準備金控除前)	△11,692百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	5,224百万円
差引(イ)	△16,915百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	22,846百万円
計(イ+ロ)	5,930百万円

(5) 利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	805百万円
有価証券利息・配当金	5,425百万円
その他利息・配当金	－百万円
計	6,230百万円

(6) 保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳は次のとおりであります。

(保険代位等収益)

非常事故代位債権回収益	5,114百万円
非常事故代位債権利息収入	3,969百万円
信用事故代位債権回収益	469百万円
信用事故代位債権利息収入	51百万円
譲受債権回収益	184百万円
受取回収金	1,095百万円
受取海外受再回収金	99百万円
その他保険代位債権等収益	27百万円
為替差益(保険代位等収益)	717百万円
計	11,725百万円

(保険代位等費用)

貸倒損失(信用)	275百万円
債権回収費用(元受)	106百万円
回収費用(受再)	6百万円
計	388百万円

2 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
主要株主	財務省	被所有直接100%	貿易保険行政	政府交付金収入(注1)	1,600	－	－

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部として交付を受けているものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

3 特別利益に計上している政府交付金収入は、重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部について政府より交付を受けているものであります。

4 1株当たり当期純損失金額は△0円55銭であります。

算定上の基礎である当期純損失金額は△8百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は15,000千株であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 その他の注記

ソフトウェア関連損失に関する注記

当事業年度において、次期貿易保険システム開発に係る入札等における不正が発覚したことを契機に開発プロジェクトの見直しを行いました。その結果、使用が見込まれないとして除却を行った当事業年度末までに資産計上されたソフトウェア仮勘定及び当事業年度に発生した関連費用の合計3,372百万円を損失として計上しています。内訳は次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定除却損	2,594百万円
関連費用	778百万円
計	3,372百万円

6 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

財務諸表等

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	169,352	625,553	625,553	△10	△10	794,895	794,895
当期変動額							
当期純損失			-	△8	△8	△8	△8
当期変動額合計	-	-	-	△8	△8	△8	△8
当期末残高	169,352	625,553	625,553	△19	△19	794,887	794,887

◆ (注)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	-	-	15,000
合計	15,000	-	-	15,000

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

2 新株予約権及び自己株式予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

キャッシュ・フロー計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	26,411
保険金の支出	△33,509
諸手数料の支出	△1
保険代位債権等の回収による収入	33,209
保険代位債権に係る回収金の配分による支出	△6,099
営業費及び一般管理費の支出	△6,134
その他	△29
小計	13,849
利息及び配当金の受取額	10,071
法人税等の還付又は支払額	△160
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,760
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△80,000
有価証券の取得による支出	△100,651
有価証券の売却・償還による収入	16,500
資産運用活動計	△164,151
(営業活動及び資産運用活動計)	(△140,391)
有形固定資産の取得による支出	△23
無形固定資産の取得による支出	△1,071
その他	△27
投資活動によるキャッシュ・フロー	△165,272
財務活動によるキャッシュ・フロー	
政府交付金の受入による収入	1,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,600
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,096
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△138,816
現金及び現金同等物期首残高	1,241,712
現金及び現金同等物期末残高	1,102,896

◆ (注)

- 本キャッシュ・フロー計算書は、貿易保険法第二〇条の規定に基づき、経済産業大臣へ提出するために、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づいて作成されております。
- キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当事業年度末	(単位：百万円)
現金及び預貯金	1,197,998
定期預金	△79,701
その他の預金*	△15,401
資金期末残高	1,102,896

* その他の預金は日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座であり、引出は、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことになるため、資金の範囲には含めておりません。

- 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

財務諸表等

固有の表示科目の内容

◆ 貸借対照表

勘定科目	内容
保険代位債権等	貿易保険法第42条の規定により取得した権利のうち、非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収分を計上しております。
未収収益	有価証券及び保険代位債権等(非常事故代位債権)に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。
支払備金	支払の請求を受けた保険金等であって、費用として計上していないもの又は支払事由の発生に係る通知(債務の履行遅滞に係る通知を除く。)を受けた保険金等であって、その支払の請求を受けていないものに係る支払のために必要な金額を計上しております。
未経過保険料	収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額として算定した金額を計上しております。
異常危険準備金	保険契約等に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生する危険に備えて算定した金額を計上しております。

◆ 損益計算書

勘定科目	内容
正味収入保険料	元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え出再保険料を控除する)した金額を計上しております。
保険代位等収益(費用)	保険代位債権の回収益、利息収入、為替差損益、貸倒損失等を計上しております。
資産運用収益(費用)	預金、有価証券等の金融資産による利息、配当金等の運用収益、為替差損益及び売却損益等を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金を控除した額を計上しております。
保険代位債権等取得額	保険代位債権等(譲受債権を除く)の取得の認識時における評価額を計上しております。
諸手数料	出再保険手数料、代理店手数料等を計上しております。
政府交付金収入	貿易保険法第36条の国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権の免除等に係る交付金の受取額を計上しております。



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

株式会社 日本貿易保険
<https://www.nexi.go.jp>

お問い合わせ

日本貿易保険 企画室 企画グループ
TEL.03-3512-7665 FAX.03-3512-7688
E-mail : info@nexi.go.jp

所在地

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館5階
TEL.03-3512-7650 FAX.03-3512-7660

